

常陸大宮市 一般廃棄物処理基本計画 (第2次)

令和5年2月

(令和6年4月一部改訂)

(令和8年3月一部改訂)



常陸大宮市

はじめに

本市の廃棄物行政につきましては、市民・事業者・行政の環境意識の向上、ごみの発生抑制とリサイクルの推進、環境への負荷軽減を施策の基本として、平成25年3月に「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、取組を進めてまいりました。

この間においても、地球温暖化を起因とする自然災害の増加や、廃棄物に関する世界規模の環境問題が深刻化するとともに、国内でも廃棄物の発生抑制や再利用・再資源化の推進、食品ロスの削減、温室効果ガス排出量の更なる削減など、多くの課題への取り組みが求められております。

こうしたことから、本市では、令和5年度を始期とする新たな「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（第2次）」を策定し、「市民・事業者・市が連携し、持続可能な循環型社会のまちを目指す」を基本理念に、今後10年間の取組の方向性を取りまとめました。

皆様には、本計画の趣旨を十分に御理解いただき、それぞれの地域や家庭、職場において、進んで循環型社会の構築に取り組んでいただきますよう、一層の御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重にご審議いただきました常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会委員の方々をはじめ、貴重な御意見、御協力を賜りました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年2月

常陸大宮市長 鈴木 定 幸



目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の基本事項.....	3
第2章 市域の概要.....	4
第1節 位置・地勢.....	4
第2節 人口・世帯数.....	5
第3節 土地利用.....	6
第4節 産業.....	7
第5節 ごみ処理行政の動向.....	8
第3章 ごみ処理基本計画.....	15
第1節 ごみ処理の現状.....	15
第2節 ごみの排出状況.....	20
第3節 ごみ処理の課題.....	32
第4節 ごみ処理基本計画.....	35
第4章 生活排水処理基本計画.....	48
第1節 生活排水処理の状況.....	48
第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況.....	51
第3節 生活排水処理とし尿・浄化槽汚泥処理の課題.....	52
第4節 生活排水処理計画.....	53
第5章 計画の推進.....	54
第1節 計画の推進体制.....	54
第2節 計画の進行管理.....	54
第3節 市民への情報提供.....	54
資料編.....	55
資料1 ごみ排出量の将来予測算出方法.....	55
資料2 那珂久慈流域下水道関連常陸大宮市公共下水道計画一般図（污水）.....	56
資料3 常陸大宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	57
資料4 諮問・答申.....	61
資料5 計画策定の経過.....	65
資料6 常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	66
資料7 用語解説.....	68

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

私たちは快適で便利な暮らしを営んできましたが、その一方、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会活動により自然破壊、地球温暖化、廃棄物の発生、資源の枯渇等の環境問題を引き起こしてきました。

近年、製造から消費までのすべてのプロセスの見直し等により、廃棄物の量は減少傾向、再生利用の量は増加傾向となっています。

しかし、廃棄物処理施設の老朽化、最終処分場のひっ迫、廃棄物の質の多様化等の問題は解決していません。

こうした状況の中、国では平成30年に「第四次循環型社会形成推進計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。また、廃棄物に係る各種法整備が進められ、令和元年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、循環型社会の形成に向けての法整備が進められています。

茨城県では、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、施策の柱として〈3Rの推進〉〈廃棄物適正処理の推進〉〈循環型社会形成に向けた基盤づくり〉を掲げ、特に食品ロス削減については、食品ロス削減推進計画に関する事項をとりまとめています。

常陸大宮市（以下、「本市」という。）では、平成25年3月に「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、基本理念に〈市民・事業者・市が連携し、環境負荷を低減した持続可能な循環型社会の形成を目指す。〉を掲げ、ごみの排出抑制、再利用・再資源化に取り組んできました。計画の期間が令和4年度までであり、今後ごみの減量・資源化に継続して取り組むことが必要なため、新たな「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」）を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

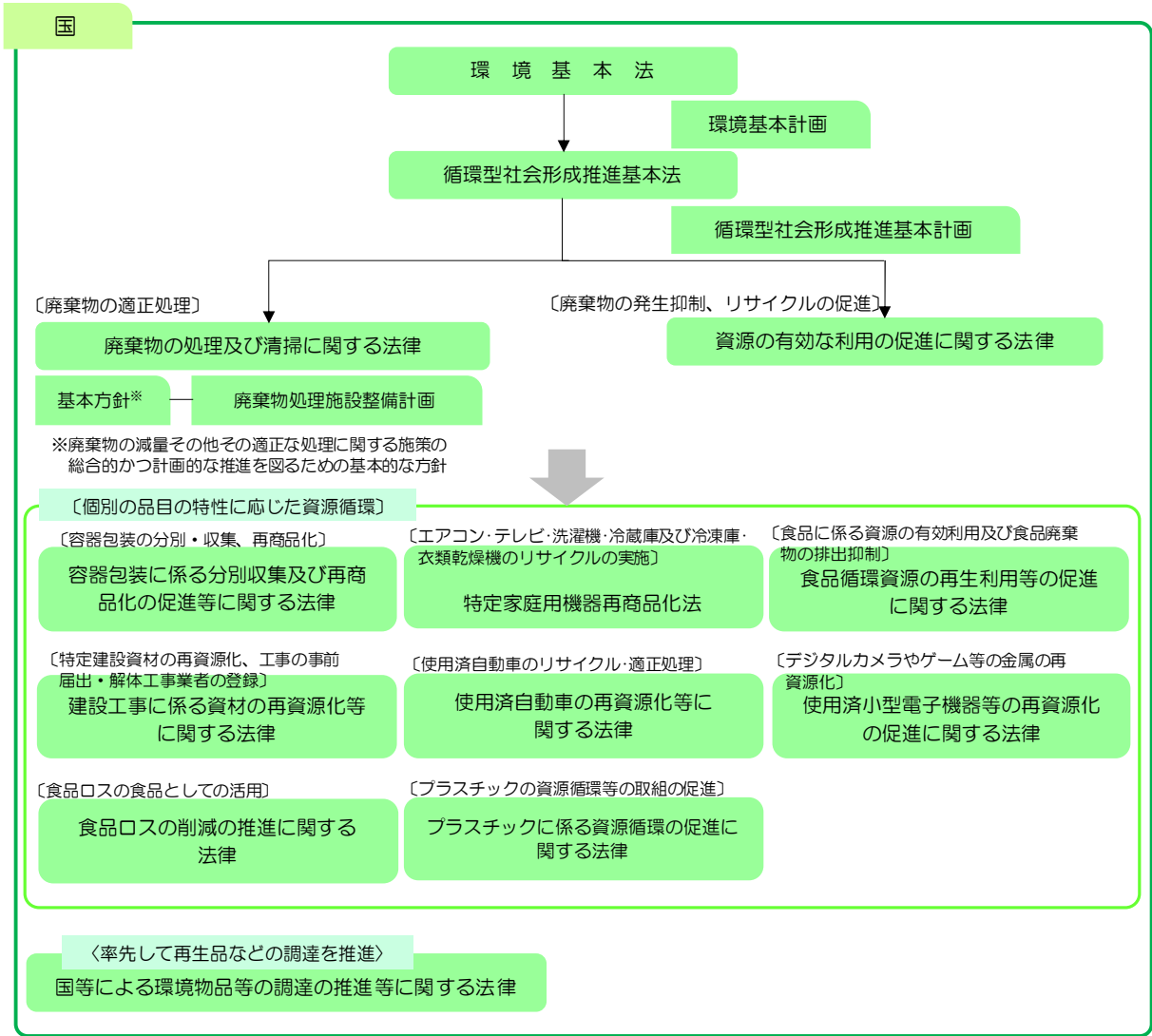
一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき市町村が定める計画で、本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画となります。

本市の総合計画及び環境基本計画における、一般廃棄物の発生抑制、再使用・資源化、適正処理に関する事項についての施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

久慈川



図 1-2-1 計画の位置付け



第3節 計画の基本事項

1. 対象地域

計画対象地域は、常陸大宮市全域とします。

2. 計画の期間

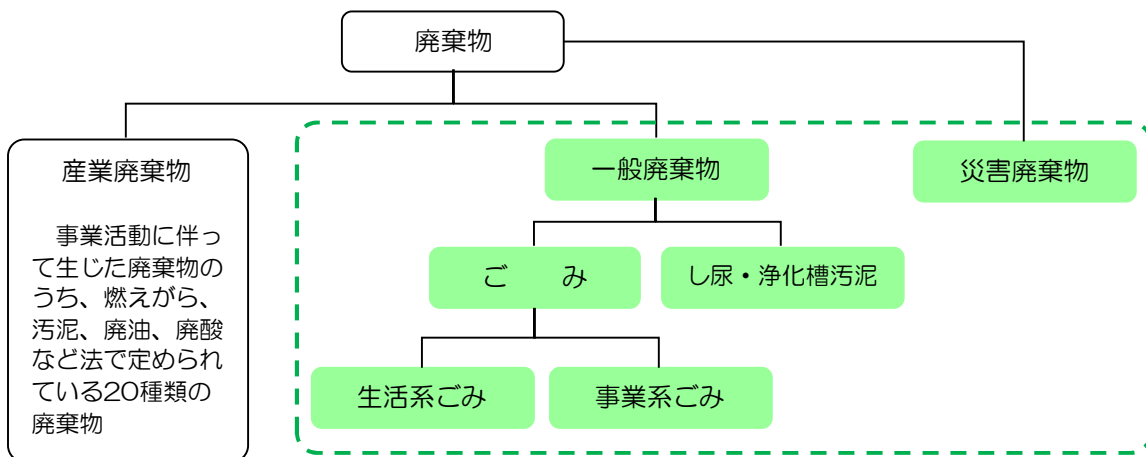
本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とし、計画の目標年度は令和14年度（2032年度）とします。

ただし、計画期間中において、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」、「災害廃棄物」及び「し尿・浄化槽汚泥」を含む一般廃棄物とします。

図 1-3-1 対象とする廃棄物の範囲



〔 〕: 対象とする廃棄物の範囲

大宮地方環境整備組合 環境センター
資源ごみのストックヤード



第2章 市域の概要

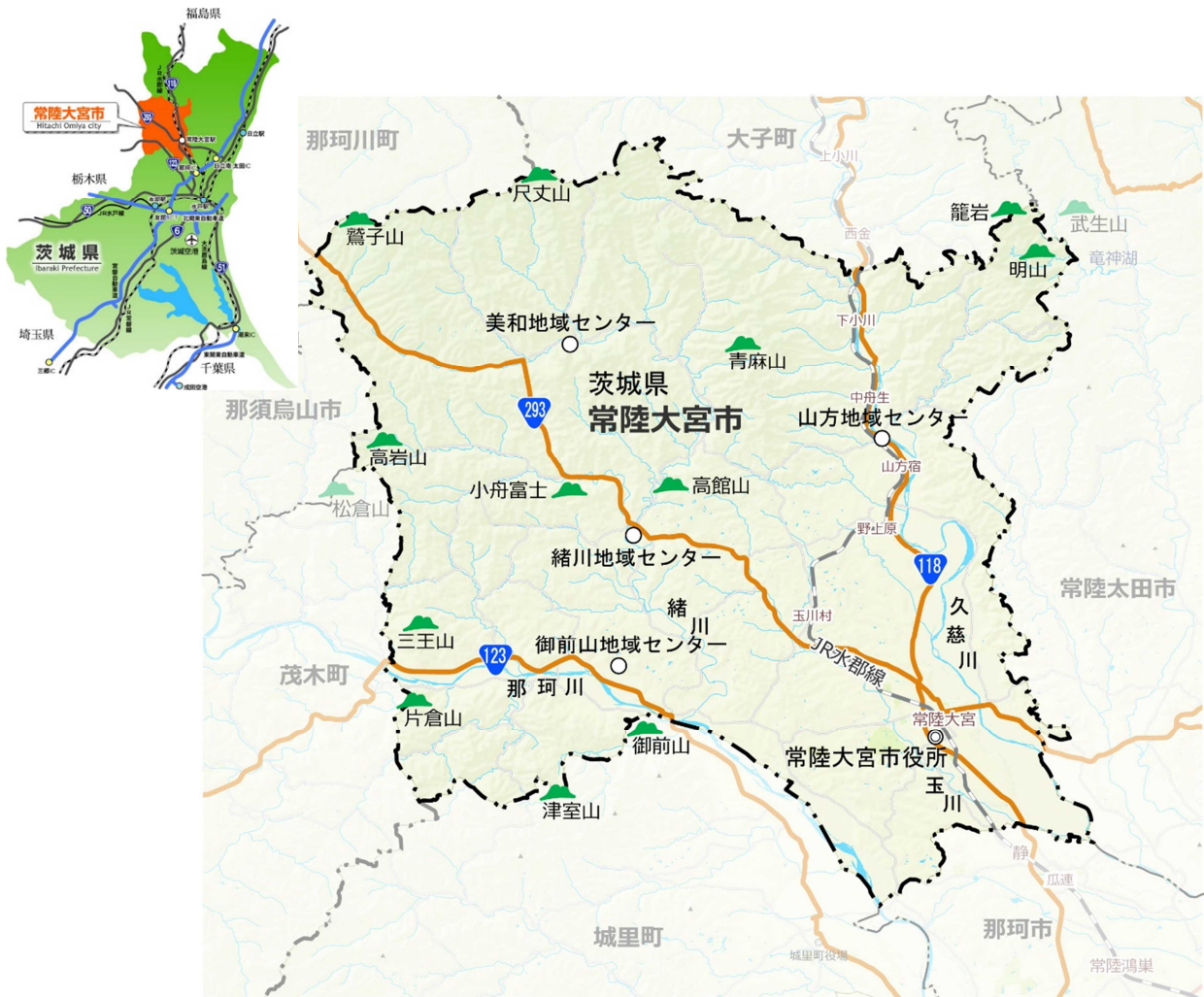
第1節 位置・地勢

本市は、茨城県北西部の中山間地域に位置し、約 348 平方キロメートルという広大な行政面積を有し、その約 6 割が森林となっています。

河川は、市域の南側を北西から南東に流下する那珂川、東側を北から南に流下する久慈川の清流をはじめ、それらに流入する緒川、玉川などが流下し多彩な水辺環境を形成しています。

また、森林が広がる北部の阿武隈・八溝山地や南部の起伏のなだらかな丘陵地と農地や市街地からなる大宮台地、河川沿いの水田や集落からなる谷底平野など変化に富んだ地形がみられます。

図 2-1-1 市の位置図



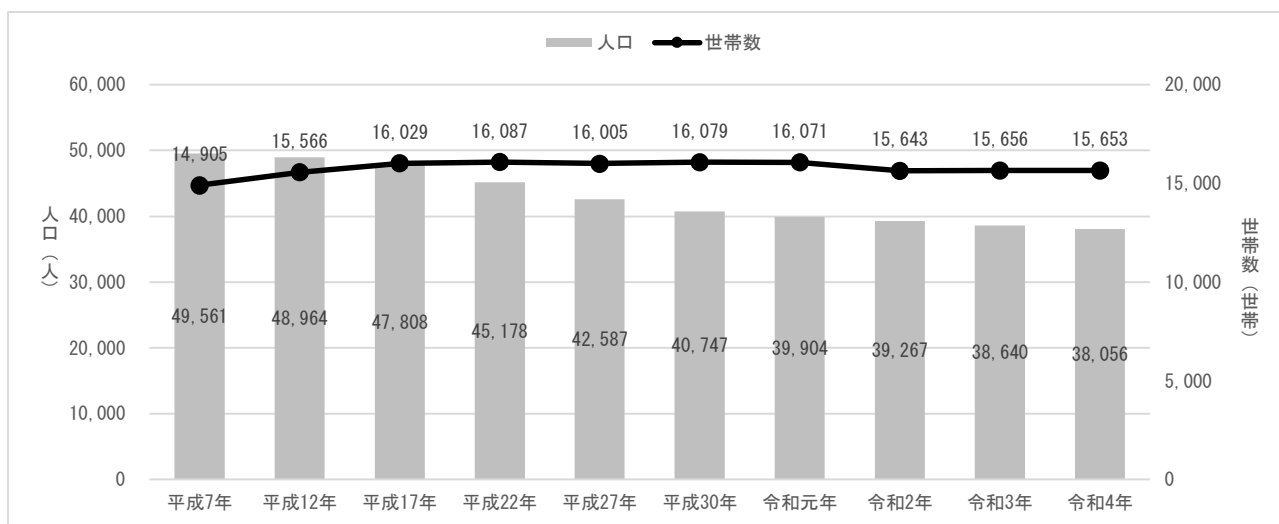
第2節 人口・世帯数

令和4年10月1日現在の人口は38,056人、世帯数は15,653世帯となっています。人口及び世帯数とも減少傾向を示しており、全国的な問題である少子高齢化、山間地域の過疎化などが本市においても深刻な問題となっています。※平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年は国勢調査、平成30年、令和元年、令和3年、令和4年は常住人口の各年10月1日の値を記載しています。

表2-2-1 人口・世帯数の推移

年	人口（人）	世帯数（世帯）
平成7年	49,561	14,905
平成12年	48,964	15,566
平成17年	47,808	16,029
平成22年	45,178	16,087
平成27年	42,587	16,005
平成30年	40,747	16,079
令和元年	39,904	16,071
令和2年	39,267	15,643
令和3年	38,640	15,656
令和4年	38,056	15,653

図2-2-1 人口・世帯数の推移



出典：統計常陸大宮

第3節 土地利用

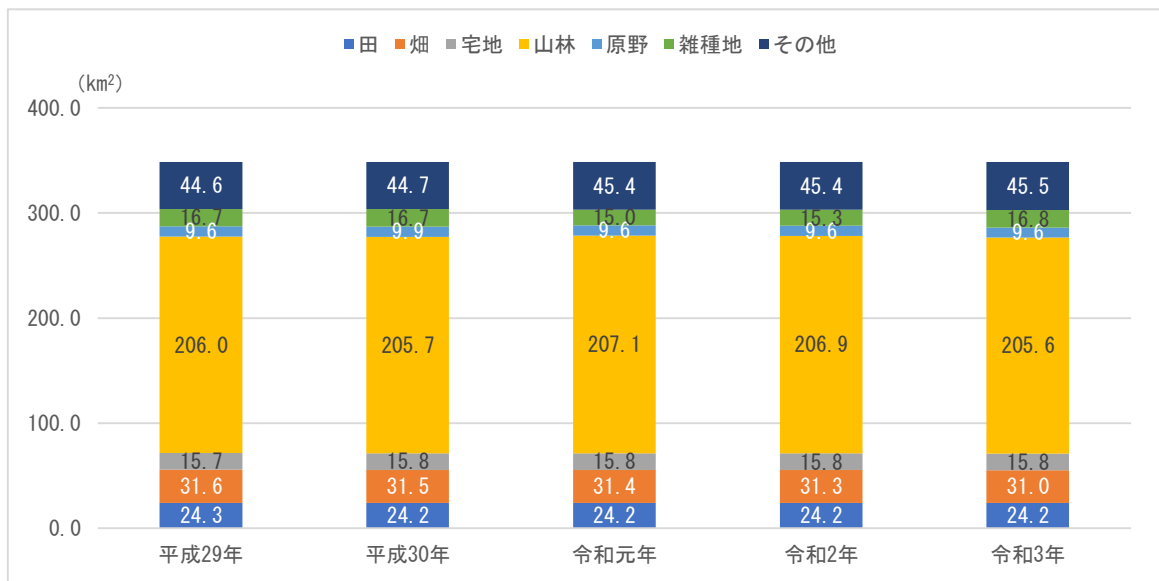
本市の約6割は山林からなり、次いで畑、田、雑種地、宅地と緑豊かな地域となっています。近年の土地利用は、山林や田畑が微減の傾向で推移していますが、大きな変化はありません。

表 2-3-1 地目別面積の推移

単位：km²

年	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
平成29年	24.3	31.6	15.7	206.0	9.6	16.7	44.6	348.5
平成30年	24.2	31.5	15.8	205.7	9.9	16.7	44.7	348.5
令和元年	24.2	31.4	15.8	207.1	9.6	15.0	45.4	348.5
令和2年	24.2	31.3	15.8	206.9	9.6	15.3	45.4	348.5
令和3年	24.2	31.0	15.8	205.6	9.6	16.8	45.5	348.5

図 2-3-1 地目別の割合



出典：統計常陸大宮

第4節 産業

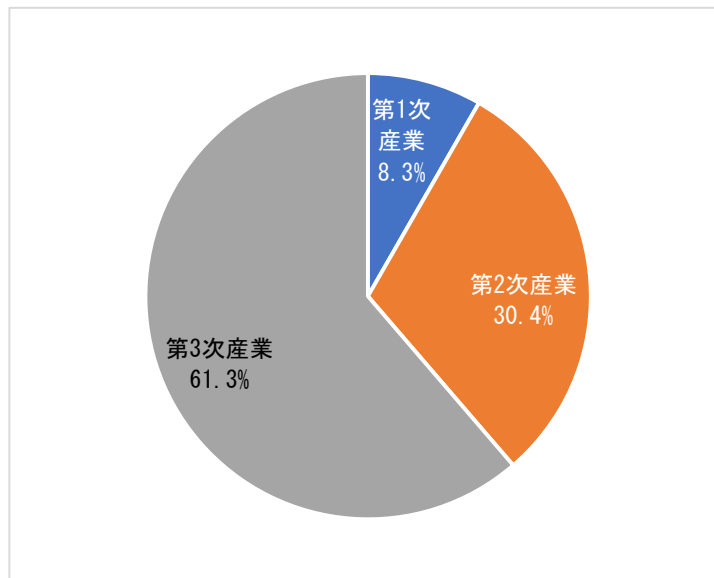
国勢調査によると、令和2年では平成27年から農業や林業の第1次産業、建設業や製造業の第2次産業、小売業やサービス業の第3次産業のすべてで就業者は減少しています。

表 2-4-1 産業別 15 歳以上就業者数の推移

単位：人

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成27年	2,035	6,314	11,778
令和2年	1,492	5,467	11,027

図 2-4-1 令和2年の産業別 15 歳以上就業者数割合



出典：国勢調査

水戸北部中核工業団地



第5節 ごみ処理行政の動向

1. 国の計画

○ 第五次環境基本計画

国では、環境基本法に基づき環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境の保全に関する基本的な計画として平成30年4月17日に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造
2. 「世界の範となる日本」の確立
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

6つの重点戦略

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

重点政策を支える環境政策

- 気候変動対策
- 循環型社会の形成
- 生物多様性の確保・自然共生
- 環境リスクの管理
- 基盤となる施策
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応

○ 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、循環型社会の形成に関する基本的な計画として平成 30 年 6 月 19 日に、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

計画の7つの柱

○持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像：誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

○多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像：循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

○ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

将来像：第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

○適正処理の更なる推進と環境再生

将来像：廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

○万全な災害廃棄物処理体制の構築

将来像：自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

○適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

将来像：適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

○循環分野における基盤整備

将来像：情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

4つの指標と目標値

指標	平成 12 年度	平成 27 年度	令和 7 年度目標
資源生産性 (万円/トン)	24	38	49 (平成 12 年度の約 2 倍)
入口側の循環利用率 (%)	10	16	18 (平成 12 年度の約 1.8 倍)
出口側の循環利用率 (%)	36	44	47 (平成 12 年度の約 1.3 倍)
最終処分量 (百万トン)	57	14	13 (平成 12 年度より▲77%)

資源生産性とは、GDP などの経済指標を生産のために投入された資源の量で割って求める指標で資源利用の効率性を測るもの

○ 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物処理整備事業の実施の目標及び概要を定める計画として、平成 30 年 6 月 19 日に「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた 3R の推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

整備及び運営の重点的なポイント

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
 - ・廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。
 - ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
 - ・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
 - ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
 - ・施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
 - ・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害等の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

2. 茨城県の計画

○ 第5次茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、持続可能な循環型社会の形成を目指すため、今後取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定しました。計画の概要は次のとおりです。

施策の方向性

方向性1 3Rの推進

- ① 県民等の問題意識の向上、3R行動の促進
- ② 市町村における減量化、再資源化の取組の促進
- ③ 排出事業者による3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

- ① 不法投棄対策の強化
- ② 排出事業者責任の徹底
- ③ 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進
- ④ 一般廃棄物の適正処理の確保

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

- ① 産業廃棄物最終処分場の確保
- ② 災害廃棄物処理体制の強化
- ③ 資源循環産業の育成
- ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進
- ⑤ 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

廃棄物の減量化等の目標

○ 代表指標及びその数値目標

指標名		単位	基準年度	目標年度	(参考)
			平成30年	令和7年	令和7年予測値
排出側	ごみ排出量	千ト	1,060	980	1,057
	産業廃棄物排出量		11,547	11,000	11,432
処理側	ごみ最終処分量	千ト	84	80以下	84
	産業廃棄物最終処分量		145	136以下	142
適正処理	不法投棄の発生件数	件	120 (令和元年値)	80以下	—

○ 補助指標（3Rの推進）抜粋

指標名	単位	基準年度	目標年度
		平成30年	令和7年
1人1日当たりのごみ排出量	g/人/日	990	976
再生資源の種類別の量、割合	千ト、%	—	—
再生利用率	%	21.3	20以上
再生利用率の全国順位	位	25位	—

3. 本市の計画

○ 常陸大宮市総合計画 ひたちおおみや未来創造ビジョン

本市では、「ひたちおおみや未来創造ビジョン」の基本構想を改訂し、令和4年度を初年度とする基本計画である「ひたちおおみや未来創造アクションプラン」を策定しました。

計画の概要は次のとおりです。

市の将来像

人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち

まちづくりの基本理念

輝くひとを育むまちづくり

安心・快適なまちづくり

活力と誇りあふれるまちづくり

施策の大綱

- 1 未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち
- 2 だれもが安心して暮らせるまち
- 3 自然と調和した快適で安全なまち
- 4 みんなでつくる協働のまち
- 5 魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち

基本計画 政策プロジェクト

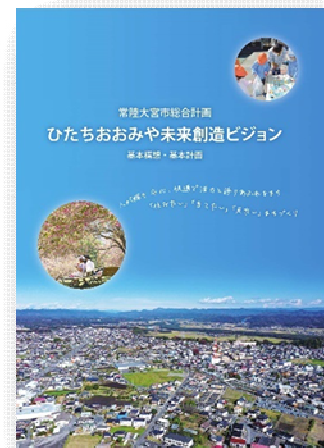
人口流出を防ぐダム（政策）の構築と実践

戦略1 常陸大宮市に「住みたい」 ～魅力あるまちづくり～

戦略2 常陸大宮市で「育てたい」 ～子育て支援と教育の充実～

戦略3 常陸大宮市に「来たい」 ～新たな魅力の創出と磨き上げ～

常陸大宮市総合計画
ひたちおおみや未来創造ビジョン



○ 常陸大宮市環境基本計画

本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に、平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）を計画期間とした「常陸大宮市環境基本計画」を策定し、令和 4 年度には後期計画を策定しました。計画の概要は次のとおりです。

望ましい環境像

豊かな自然と調和し 安心・快適に暮らせる
持続可能な環境にやさしいまち

基本目標

基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育み行動するまち

基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化の推進

Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実

Ⅲ-3 不法投棄のない快適なまちづくりの推進

環境指標

環境指標	現況 平成 28 年度	目標値 令和 9 年度
一人一日当たりのごみ排出量	913g/人・日	820g/人・日
ごみ資源化率	18.4%	25.0%
クリーン作戦実施回数	2 回	2 回
不法投棄等監視員数	956 人	956 人
環境センターへの市民の施設見学者数	300 人	350 人

基本目標Ⅳ 清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち

Ⅳ-1 環境汚染の防止

環境指標

環境指標	現況 平成 28 年度	目標値 令和 9 年度
河川環境基準 生物化学的酸素要求量	達成	達成を維持
污水处理人口普及率	70.89%	90.10%
騒音に係る環境基準達成率	100%	100%

基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

4. 世界的な要因

○ 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択されました。SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

【SDGs の 17 のゴールについて】



目標 1: 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2: 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3: すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4: 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する



目標 5: ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



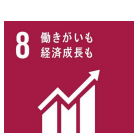
目標 6: 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7: エネルギーをみんなにクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標 8: 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する



目標 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10: 人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正する



目標 11: 住み続けられるまちづくり

包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市および人間居住を実現する



目標 12: つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



目標 13: 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14: 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15: 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16: 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17: パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

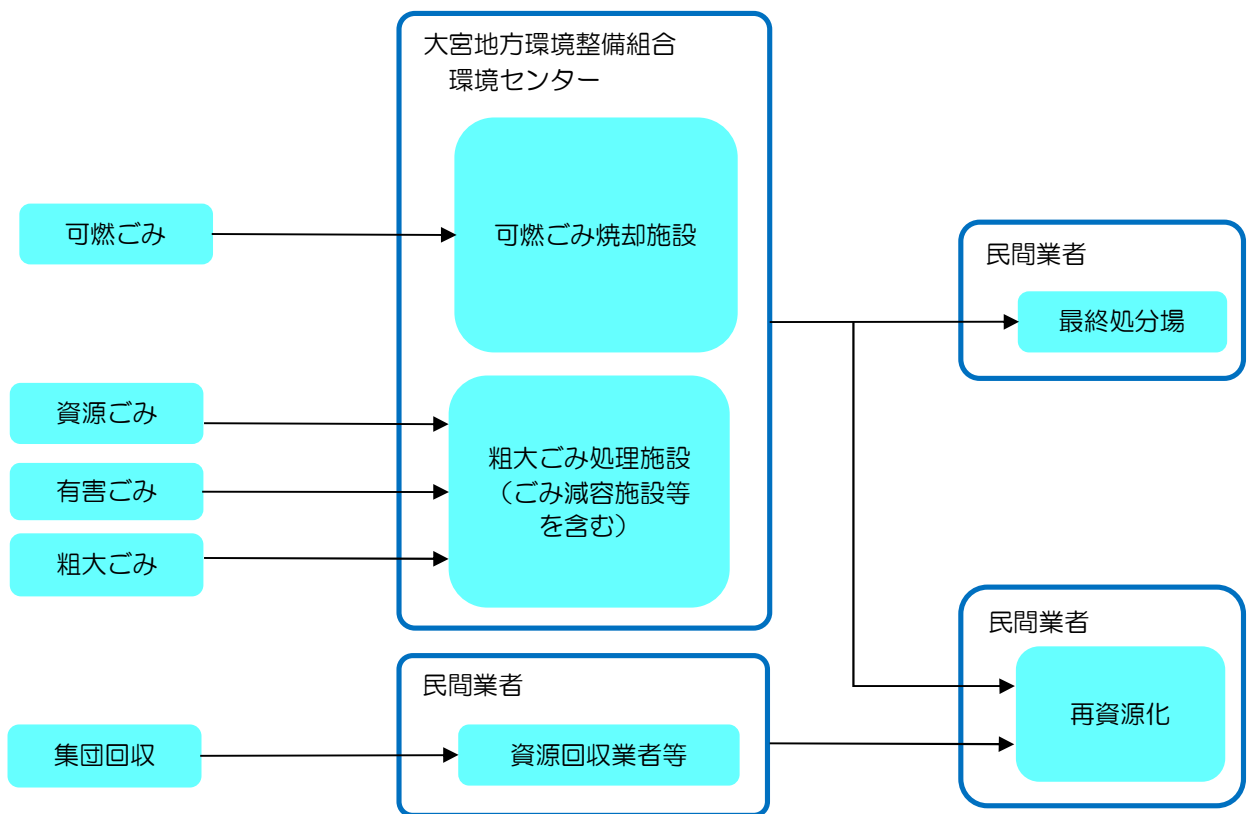
1. ごみ処理の概要

1-1 ごみ処理フロー

本市のごみは、大宮地方環境整備組合（以下「組合」という。）の「環境センター」で焼却及び破碎・圧縮処理しています。

処理後の残渣は、民間業者の最終処分場で埋立てし、資源物は、民間業者で再資源化しています。ごみ処理のフローを図3-1-1に示します。

図3-1-1 ごみ処理のフロー



大宮地方環境整備組合 環境センター
ペットボトルの圧縮梱包



1-2 ごみの分別区分

本市のごみの分別区分を、表 3-1-1 に示します。生活系ごみ及び事業系ごみとも分別は同じになっています。

表 3-1-1 ごみの分別区分

区 分	種 類	排出方法	
可燃ごみ	台所ごみ（残飯、野菜くず、食用廃油、アルミホイル等）、紙くず（ちり紙、紙コップ、紙おむつ等）、布類（カーテン、布きれ、ぬいぐるみ等）、製品プラスチック、木類（板、枝、落ち葉等）、その他（かばん、靴、発泡スチロールの汚れているもの等）	市指定袋（緑色）使用	
資源ごみ	ビン類	ビン（一升ビン、ビールビン、ジュースビン、薬ビン等）、陶磁器類（茶わん、皿等）、ガラス（コップ、ガラスくず等）	コンテナ
	カン類	空き缶（ビール缶、ジュース缶、18L 缶）、小型電気製品（ポット、炊飯器、加湿器等）、金属類（なべ類、やかん、針金、電気コード、電話機、時計等）	コンテナ
	ペットボトル	ペットボトルマークが付いているもの	透明又は半透明の袋
	紙類	新聞、ダンボール、紙パック、雑誌、その他紙類	種類別にひもで十文字にしる
	プラスチック製容器包装	プラマークが付いているもの（袋、カップ容器、ボトル、チューブ類、ペットボトルのキャップやラベル、食品トレイ、発泡スチロール、緩衝材等）	透明又は半透明の袋
有害ごみ	乾電池、体温計（水銀入り）、充電式電池、ライター	透明袋（有害ごみと記載）	
	蛍光管	各地区の指定置場へ排出	
粗大ごみ	家具類、ふとん、自転車、原付バイク、家電製品（コンテナに入らない大きさのもの）	各地区の指定置場へ排出	



大宮地方環境整備組合 環境センター
ビン類の保管



大宮地方環境整備組合 環境センター
ダンボールの保管

1-3 ごみの収集・運搬

本市の生活系ごみは、ステーション方式で市と組合の委託業者が収集・運搬を実施しています。また、「環境センター」への自己搬入による持ち込みも受け付けています。

また、事業系ごみは、住居兼事業所の場合はステーション方式、それ以外は、直接搬入もしくは許可業者への委託での収集・運搬となっています。

なお、事業者の資源ごみは、許可業者等が資源回収業者に直接搬入している場合もあります。

収集・運搬の状況を表 3-1-2 に、「環境センター」への持ち込みの概要を表 3-1-3 に示します。

表 3-1-2 収集・運搬の状況

区 分		収集運搬	収集回数
可燃ごみ		市の委託業者	2 回/週
資源ごみ	紙類	組合委託業者	1 回/2 週
	カン類		
	ビン類		
	ペットボトル		
	プラスチック製 容器包装	市の委託業者	1 回/週
粗大ごみ		組合委託業者	1 回/月
特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器再 商品化法 ^{注)}	市の許可業者	—
有害ごみ	乾電池、体温計 充電式乾電池	組合委託業者	1 回/2 週
	蛍光管	組合委託業者	1 回/月

注) 特定家庭用機器再商品化法によりテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機が対象です。

表 3-1-3 組合 環境センターへの持ち込み概要

受付時間	月～金	8:30～11:30/13:00～16:30
	土	8:30～11:30
処理料金	90kg まで	300 円
	90kg を超えた場合は 10kg につき 150 円加算	



ごみの収集の様子



ごみ搬入の様子

2. ごみの中間処理及び最終処分

本市のごみの中間処理は、組合の環境センターで行っています。ごみの焼却残渣及び不燃残渣の最終処分は、全量を組合が委託して処理しています。資源ごみについては、民間の再生業者でリサイクルされています。

ごみの中間処理及び最終処分の主体を表 3-1-4 に、中間処理施設の概要を表 3-1-5 に示します。

表 3-1-4 中間処理及び最終処分主体

種 類	種 別	中間処理	最終処分
可燃ごみ	焼却ごみ	組合が実施	組合の委託業者が実施
資源ごみ	紙類	組合が委託した再生業者が実施	組合が委託した再生業者が実施
	カン類、ビン類 ペットボトル	組合が実施	
	プラスチック製容器包装	組合の委託業者が実施	
	集団回収分	民間事業者が実施	
粗大ごみ	粗大ごみ	組合が実施	組合の委託業者が実施
特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器再商品化法対象品	国が許可した業者	
有害ごみ	有害ごみ	組合の委託業者が実施	組合の委託業者が実施

表 3-1-5 中間処理施設の概要

大宮地方環境整備組合 環境センター		
茨城県那珂市静 1894 番地		
形 式	ごみ焼却施設 [全連続焼却式]	粗大ごみ処理施設 [破碎、圧縮併用式]
能 力	180t/24hr	35t/5hr



大宮地方環境整備組合 環境センター

3. 市のごみの減量化・資源化の取組

○資源ごみ集団回収の支援

本市では、地域や市民団体による資源物の集団回収の支援を行っています。回収したカン類・ビン類・紙類等の資源ごみの量に対し、1kgあたり5円を報奨金として交付し、ごみの減量と資源ごみの有効な活用を推進しています。

○エコ・ショップの認定

環境にやさしい商品の販売やごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店を「エコ・ショップ」として認定し公表しています。

○ごみの出し方リサイクルマニュアル等の作成

ごみの出し方や、ごみの分別の仕方を分かりやすくまとめた「ごみの出し方リサイクルマニュアル」や市ホームページに「ごみ分別辞典」を作成し、市民や事業者へ、分別の徹底、適正処理について周知しています。

○環境保全推進協議会の設置

本市では、市民の自主的な環境保全活動を促進するため、「環境保全推進協議会」を設置しています。環境保全推進委員は、ごみの分別の徹底、排出期日の励行、地域の環境美化、その他環境施策を推進する活動を行っています。

○クリーン作戦の実施

本市では、市民と協働で道路や河川等の「クリーン作戦」を実施しています。また、ボランティア団体が行うクリーン作戦に対し、支援を行っています。

○環境センターの施設見学

市民等へのごみの減量化、資源化への意識啓発を図るため、本市のごみの焼却及び破碎を行っている「環境センター」の施設見学を推進しています。



ごみの出し方
リサイクルマニュアル



資源ごみ集団回収の様子

第2節 ごみの排出状況

1. ごみの排出量

1-1 ごみの総排出量

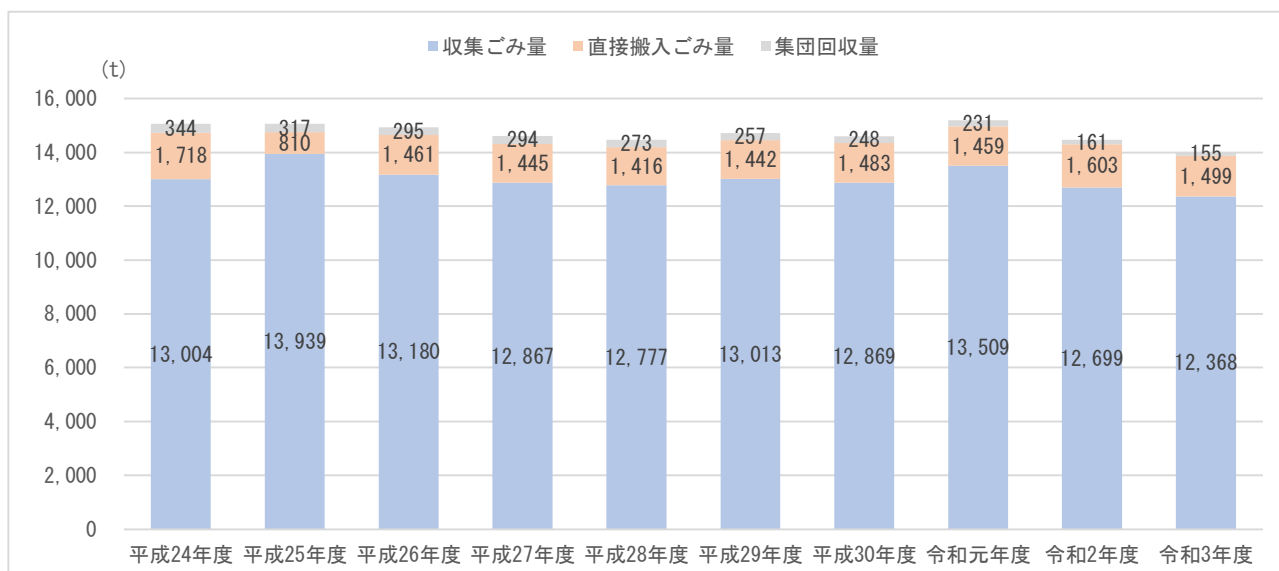
本市のごみの総排出量は、減少傾向で推移しています。令和元年度は、台風19号による被災の影響により増加していますが、その後減少しています。

なお、各種数値については、環境省で毎年行われる一般廃棄物実態調査の値を用いています。

表 3-2-1 ごみの総排出量の推移

年 度	収集ごみ量 (t)	直接搬入ごみ量 (t)	集団回収量 (t)	ごみ総排出量 (t)
平成 24 年度	13,004	1,718	344	15,066
平成 25 年度	13,939	810	317	15,066
平成 26 年度	13,180	1,461	295	14,936
平成 27 年度	12,867	1,445	294	14,606
平成 28 年度	12,777	1,416	273	14,466
平成 29 年度	13,013	1,442	257	14,712
平成 30 年度	12,869	1,483	248	14,600
令和 元 年度	13,509	1,459	231	15,199
令和 2 年度	12,699	1,603	161	14,463
令和 3 年度	12,368	1,499	155	14,022

図 3-2-1 ごみの総排出量の推移



収 集 ご み 量：市・環境センター委託業者及び許可業者による収集のごみ量

直 接 搬 入 ご み 量：組合の環境センターに市民、事業者が自ら持ち込んだごみの量

集 団 回 収 量：地域や市民団体による資源物の集団回収の量

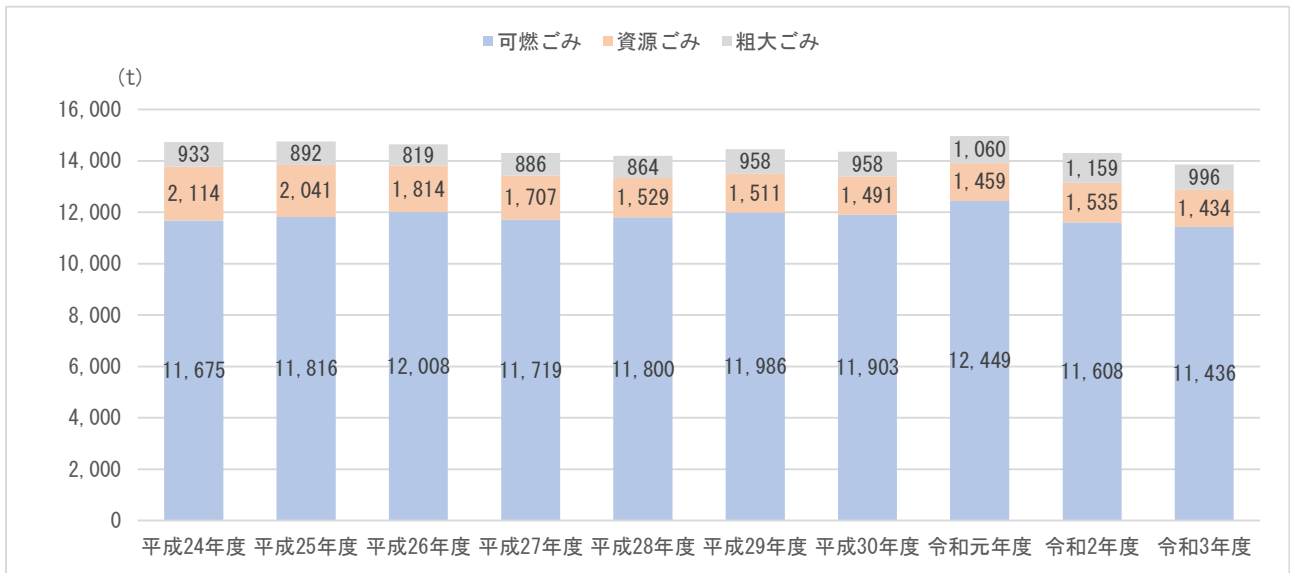
1-2 区分別ごみの排出量

資源ごみは減少傾向で推移していますが、それ以外の可燃ごみ、粗大ごみは、年度によりばらつきが見られます。なお、区分別の排出量には、集団回収量は含まれていません。

表 3-2-2 区分別ごみの排出量の推移

年 度	可燃ごみ (t)	資源ごみ (t)	粗大ごみ (t)	合計 (t)
平成 24 年度	11,675	2,114	933	14,722
平成 25 年度	11,816	2,041	892	14,749
平成 26 年度	12,008	1,814	819	14,641
平成 27 年度	11,719	1,707	886	14,312
平成 28 年度	11,800	1,529	864	14,193
平成 29 年度	11,986	1,511	958	14,455
平成 30 年度	11,903	1,491	958	14,352
令和元年度	12,449	1,459	1,060	14,968
令和 2 年度	11,608	1,535	1,159	14,302
令和 3 年度	11,436	1,434	996	13,867

図 3-2-2 区分別ごみの排出量の推移



大宮地方環境整備組合 環境センター
可燃ごみピット



1-3 生活系ごみと事業系ごみ

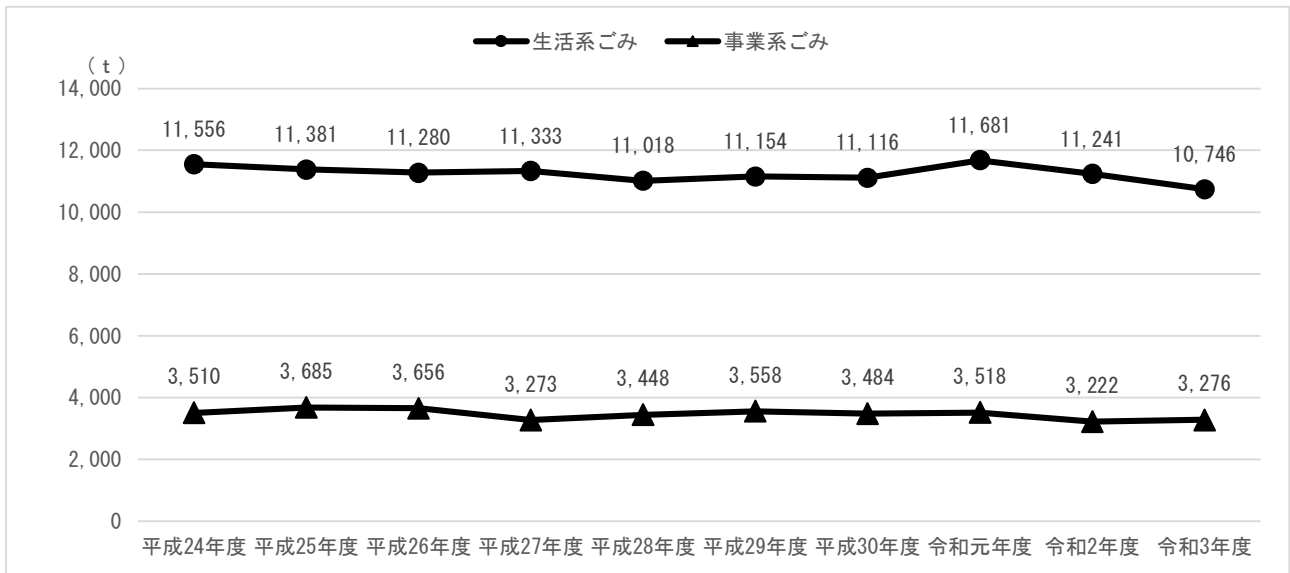
生活系ごみと事業系ごみとも年度によりばらつきはあるものの、全体としては減少傾向で推移しています。なお、生活系ごみには、集団回収量も含んでいます。

令和元年度は、台風 19 号の被災による影響を受け、生活系ごみの量が増加しています。

表 3-2-3 生活系ごみと事業系ごみの推移

年 度	生活系ごみ		事業系ごみ (t)		合計 (t)
	(t)	(%)	(t)	(%)	
平成 24 年度	11,556	76.7	3,510	23.3	15,066
平成 25 年度	11,381	75.5	3,685	24.5	15,066
平成 26 年度	11,280	75.5	3,656	24.5	14,936
平成 27 年度	11,333	77.6	3,273	22.4	14,606
平成 28 年度	11,018	76.2	3,448	23.8	14,466
平成 29 年度	11,154	75.8	3,558	24.2	14,712
平成 30 年度	11,116	76.1	3,484	23.9	14,600
令和元年度	11,681	76.9	3,518	23.1	15,199
令和 2 年度	11,241	77.7	3,222	22.3	14,463
令和 3 年度	10,746	76.6	3,276	23.4	14,022

図 3-2-3 生活系ごみと事業系ごみの推移



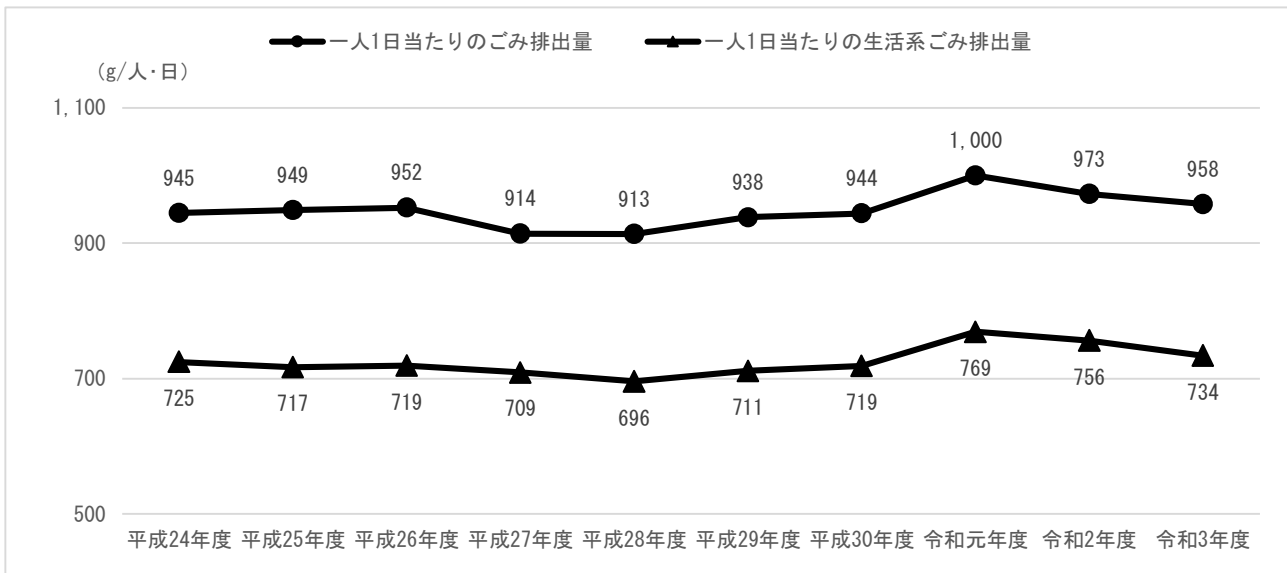
1-4 一人1日当たりのごみ排出量

一人1日当たりのごみ排出量は、減少していた年度もありましたが、近年は増加傾向で推移しています。特に令和元年度は、台風19号の被災の影響を受け、1,000g/人・日となっています。

表3-2-4 一人1日当たりのごみ排出量の推移

年 度	一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	一人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)
平成24年度	945	725
平成25年度	949	717
平成26年度	952	719
平成27年度	914	709
平成28年度	913	696
平成29年度	938	711
平成30年度	944	719
令和元年度	1,000	769
令和2年度	973	756
令和3年度	958	734

図3-2-4 一人1日当たりのごみ排出量の推移



一人1日当たりのごみ排出量は、次式により算出し、小数点以下を四捨五入する。

$$(\text{ごみ総排出量 (t)} \times 1,000,000) \div (\text{人口} \times \text{年日数 } 365) = \text{一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)}$$

2. 資源化の状況

2-1 資源化量

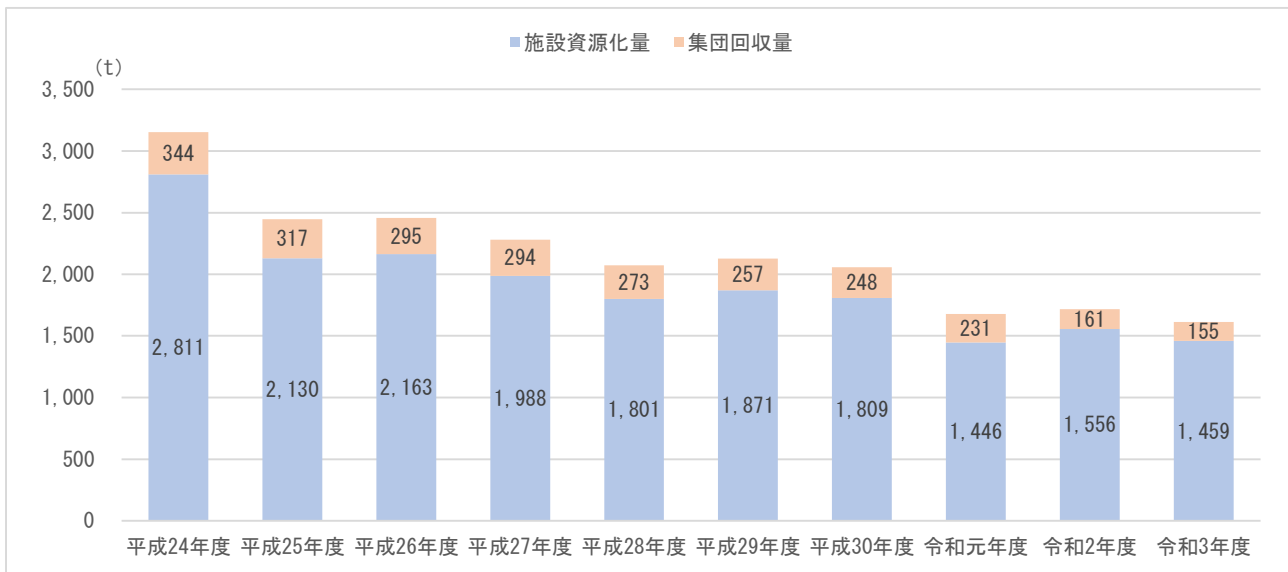
本市の資源化量は減少傾向で推移しています。資源ごみとして本市では紙類、カン類、ビン類、ペットボトル、発泡スチロールを分別収集しています。また、市民団体による集団回収も行っています。

令和8年4月からは、プラスチック製容器包装の分別収集が始まるため、発泡スチロールや緩衝材はこれに含まれます。

表 3-2-5 資源化量の推移

年 度	施設資源化量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)
平成 24 年度	2,811	344	3,155
平成 25 年度	2,130	317	2,447
平成 26 年度	2,163	295	2,458
平成 27 年度	1,988	294	2,282
平成 28 年度	1,801	273	2,074
平成 29 年度	1,871	257	2,128
平成 30 年度	1,809	248	2,057
令和元年度	1,446	231	1,677
令和 2 年度	1,556	161	1,717
令和 3 年度	1,459	155	1,614

図 3-2-5 資源化量の推移



2-2 品目別資源化量

紙類の資源化量は大きく減少していますが、それ以外の品目では年度によるばらつきが見られます。

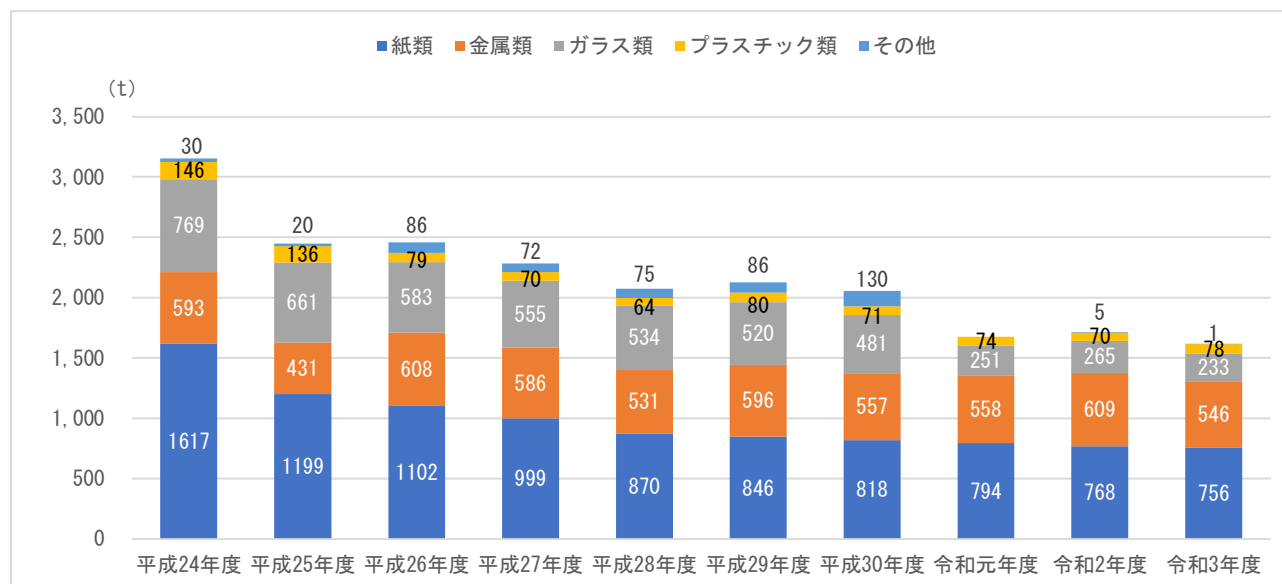
表 3-2-6 品目別資源化量の推移

単位：t

年 度	紙類	金属類	ガラス類	プラスチック類	その他	合計
平成 24 年度	1,617	593	769	146	30	3,155
平成 25 年度	1,199	431	661	136	20	2,447
平成 26 年度	1,102	608	583	79	86	2,458
平成 27 年度	999	586	555	70	72	2,282
平成 28 年度	870	531	534	64	75	2,074
平成 29 年度	846	596	520	80	86	2,128
平成 30 年度	818	557	481	71	130	2,057
令和元年度	794	558	251	74	0	1,677
令和 2 年度	768	609	265	70	5	1,717
令和 3 年度	756	546	233	78	1	1,614

※ プラスチック類は、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラを含む

図 3-2-6 品目別資源化量の推移



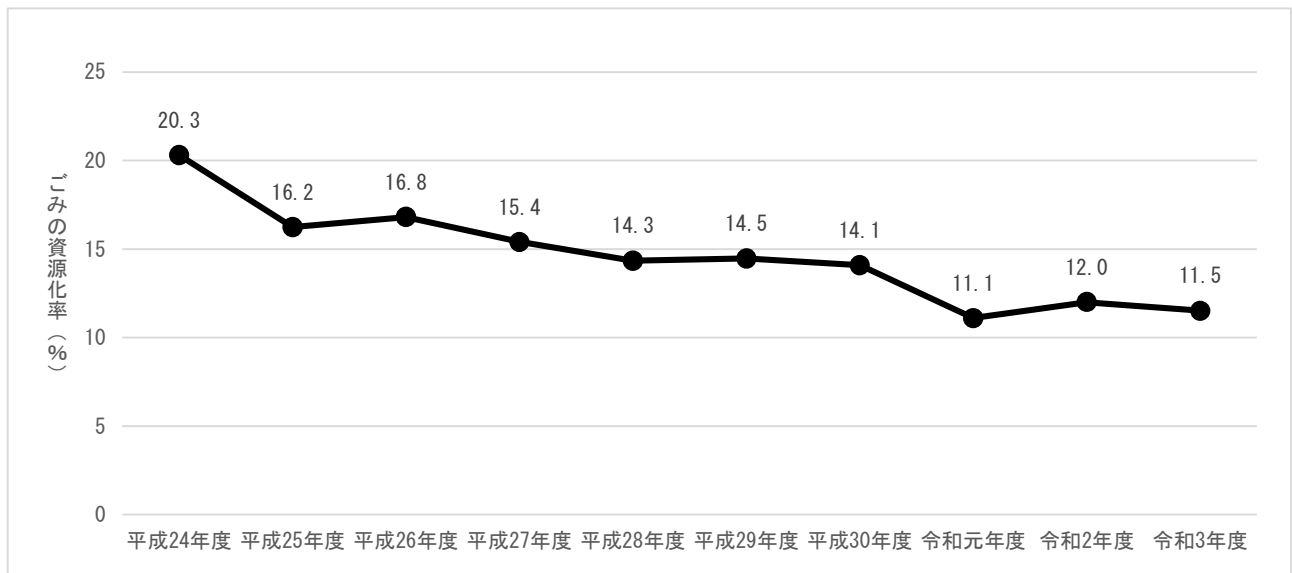
2-3 ごみ資源化率

本市の資源化率は、新聞や雑誌等の紙媒体から電子媒体への転換、市民自らが行う店頭での白色トレイ、ペットボトル等の資源回収の浸透により、環境センターへ搬入される資源ごみが減少していることから、再生利用量も減少し、再生利用率が低くなっています。

表 3-2-7 資源化率の推移

年 度	資源化率 (%)
平成 24 年度	20.3
平成 25 年度	16.2
平成 26 年度	16.8
平成 27 年度	15.4
平成 28 年度	14.3
平成 29 年度	14.5
平成 30 年度	14.1
令和元年度	11.1
令和 2 年度	12.0
令和 3 年度	11.5

図 3-2-7 資源化率の推移



3. 最終処分の状況

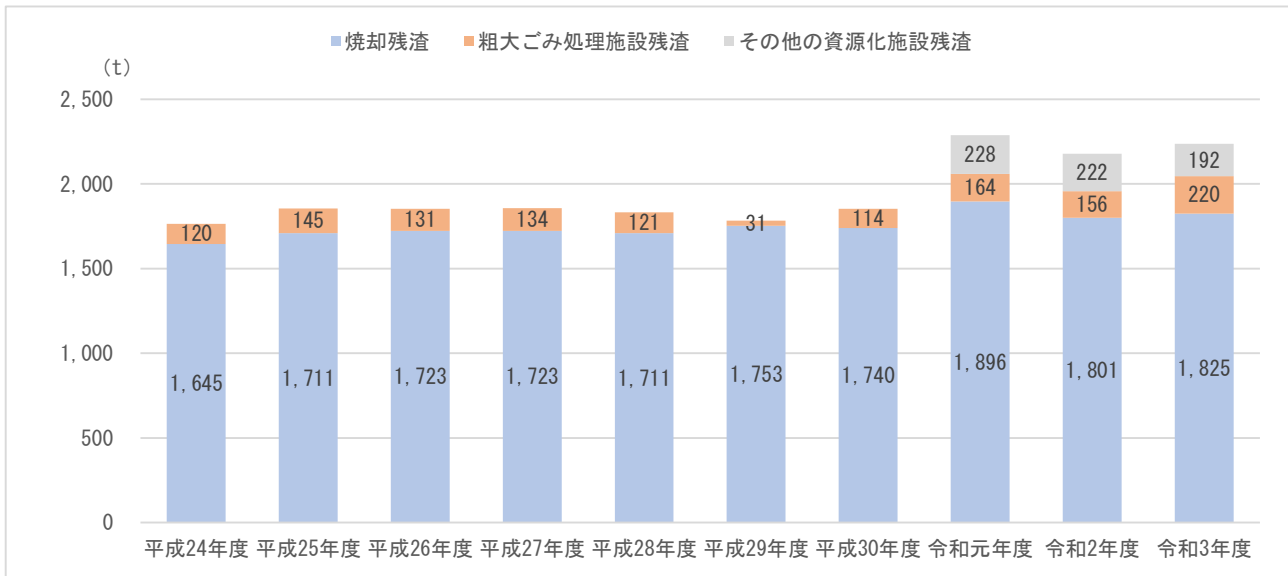
3-1 最終処分量

本市の最終処分量は、横ばいで推移していましたが、令和元年度以降は増加傾向で推移しています。

表 3-2-8 最終処分量の推移

年 度	焼却残渣 (t)	粗大ごみ処理施設残渣 (t)	その他の資源化施設残渣 (t)	合計 (t)
平成 24 年度	1,645	120	—	1,765
平成 25 年度	1,711	145	—	1,856
平成 26 年度	1,723	131	—	1,854
平成 27 年度	1,723	134	—	1,857
平成 28 年度	1,711	121	—	1,832
平成 29 年度	1,753	31	—	1,784
平成 30 年度	1,740	114	—	1,854
令和元年度	1,896	164	228	2,288
令和 2 年度	1,801	156	222	2,179
令和 3 年度	1,825	220	192	2,237

図 3-2-8 最終処分量の推移



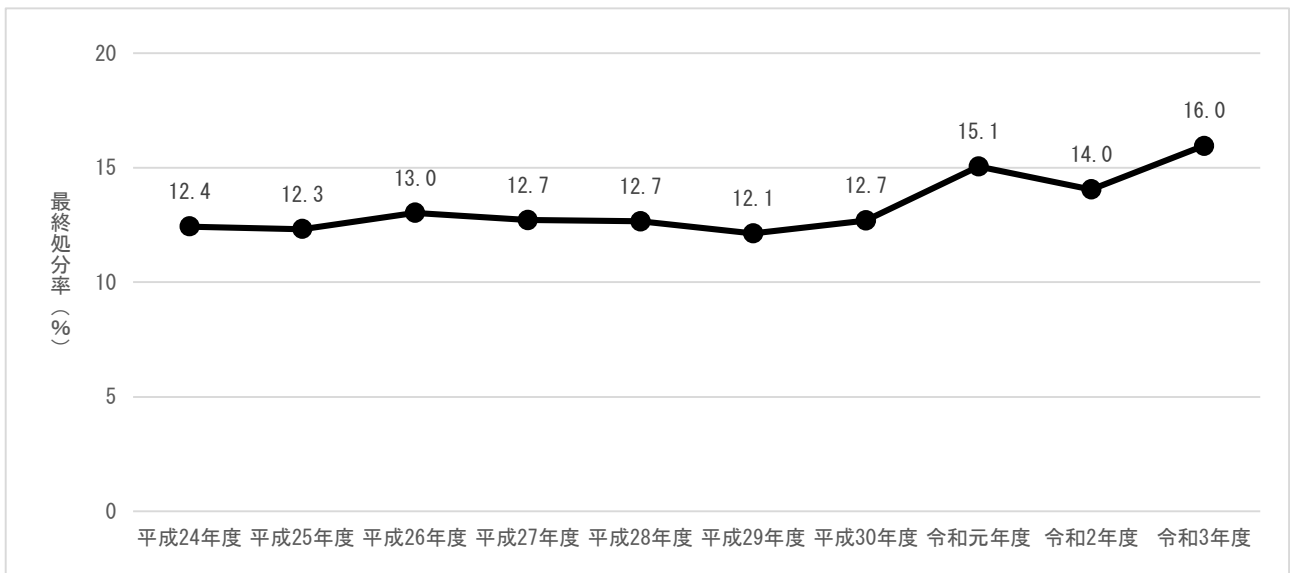
3-2 最終処分率

本市の最終処分率は、ごみの総排出量は減少しているものの、再生利用量が大きく減少しているため、最終処分率が高くなっています。

表 3-2-9 最終処分率の推移

年 度	最終処分率 (%)
平成 24 年度	12.4
平成 25 年度	12.3
平成 26 年度	13.0
平成 27 年度	12.7
平成 28 年度	12.7
平成 29 年度	12.1
平成 30 年度	12.7
令和元年度	15.1
令和 2 年度	14.0
令和 3 年度	16.0

図 3-2-9 最終処分率の推移



4. 可燃ごみのごみ質

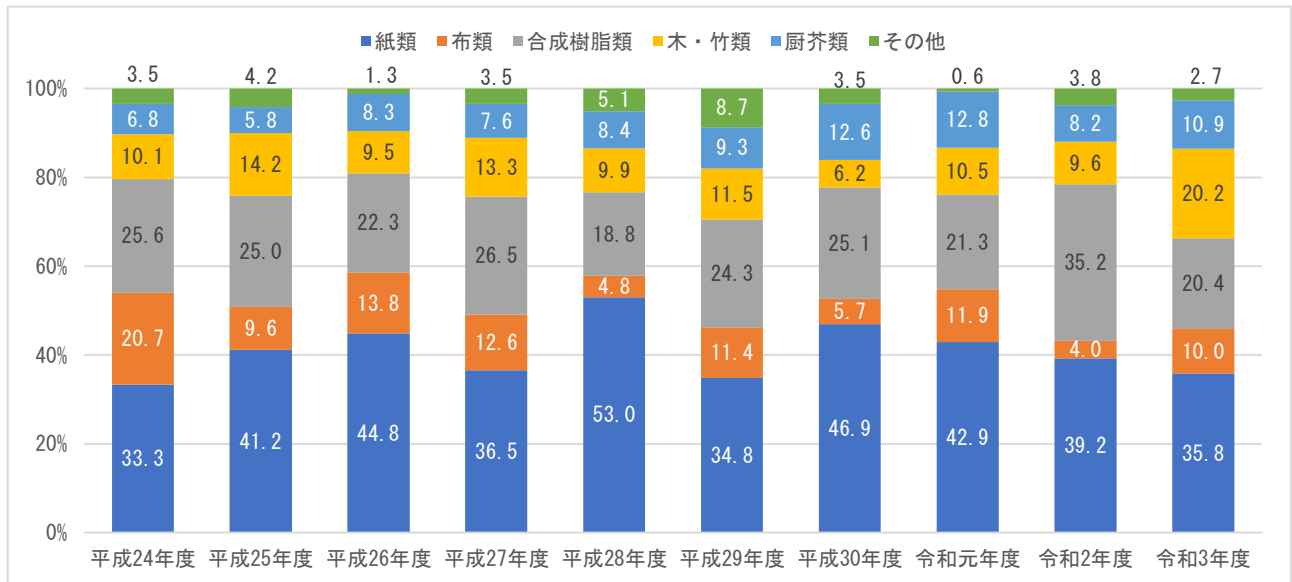
本市の可燃ごみを焼却処理している「環境センター」では、可燃ごみのごみ質分析を行っています。ごみ質分析の結果、分別すればリサイクル出来る紙類が一定量含まれています。

表 3-2-10 可燃ごみのごみ質分析結果の推移

単位：％

年 度	紙類	布類	合成樹脂類	木・竹類	厨芥類	その他
平成 24 年度	33.3	20.7	25.6	10.1	6.8	3.5
平成 25 年度	41.2	9.6	25.0	14.2	5.8	4.2
平成 26 年度	44.8	13.8	22.3	9.5	8.3	1.3
平成 27 年度	36.5	12.6	26.5	13.3	7.6	3.5
平成 28 年度	53.0	4.8	18.8	9.9	8.4	5.1
平成 29 年度	34.8	11.4	24.3	11.5	9.3	8.7
平成 30 年度	46.9	5.7	25.1	6.2	12.6	3.5
令和元年度	42.9	11.9	21.3	10.5	12.8	0.6
令和 2 年度	39.2	4.0	35.2	9.6	8.2	3.8
令和 3 年度	35.8	10.0	20.4	20.2	10.9	2.7
平 均	40.8	10.5	24.5	11.5	9.1	3.7

図 3-2-10 可燃ごみのごみ質分析結果の推移



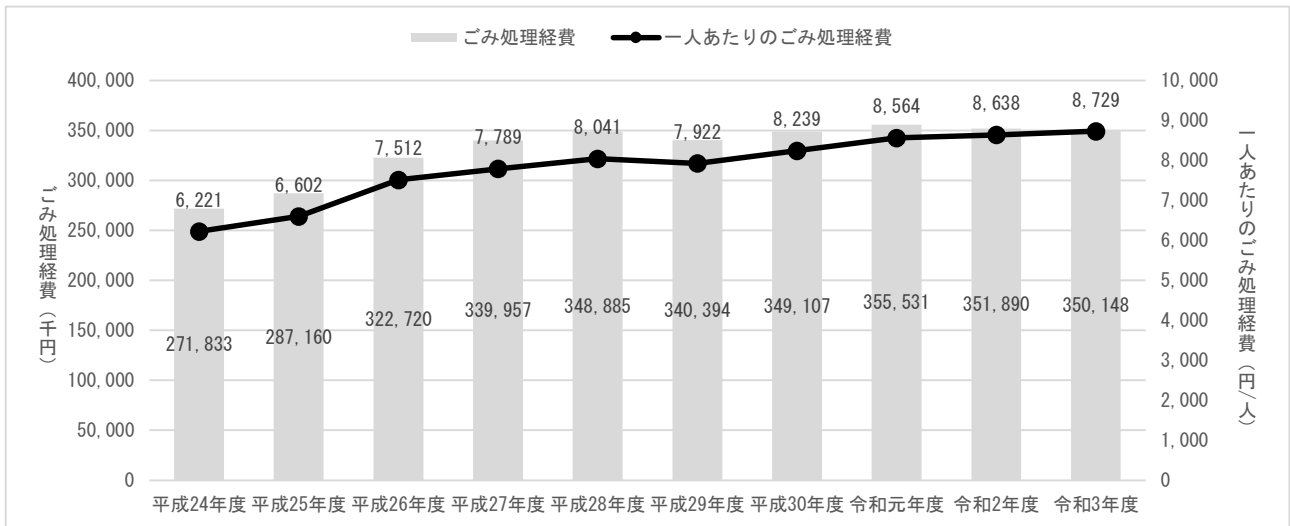
5. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費及び一人あたりのごみ処理経費は、増加傾向で推移しています。

表 3-2-11 ごみ処理経費の推移

年 度	ごみ処理経費 (千円)	一人あたりのごみ処理経費 (円/人)
平成 24 年度	271,833	6,221
平成 25 年度	287,160	6,602
平成 26 年度	322,720	7,512
平成 27 年度	339,957	7,789
平成 28 年度	348,885	8,041
平成 29 年度	340,394	7,922
平成 30 年度	349,107	8,239
令和元年度	355,531	8,564
令和 2 年度	351,890	8,638
令和 3 年度	350,148	8,729

図 3-2-11 ごみ処理経費の推移



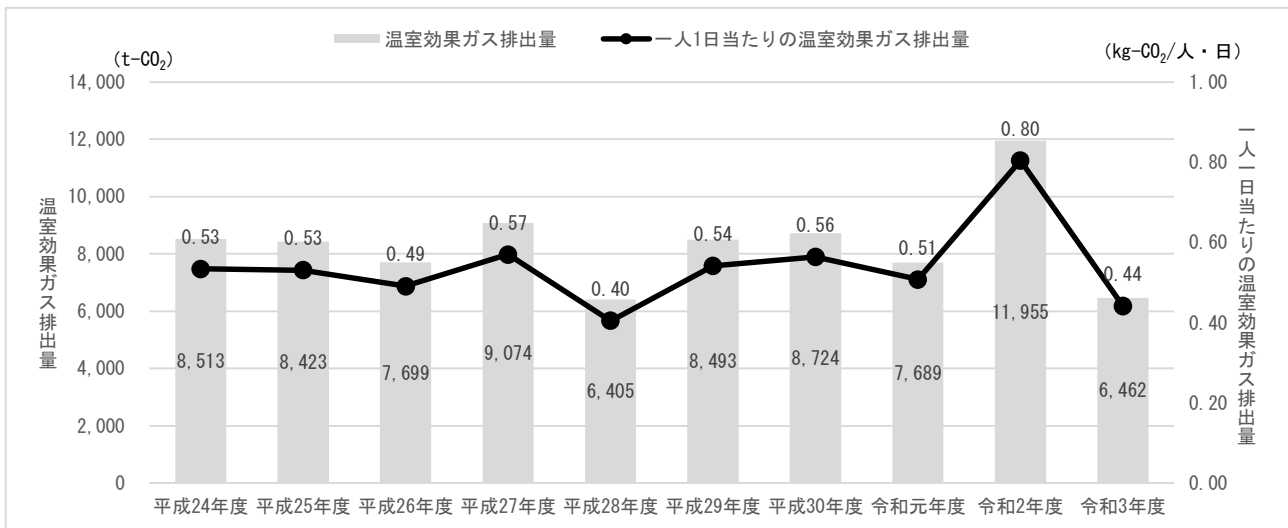
6. 温室効果ガス排出量

本市の、ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量及び一人1日あたりの温室効果ガス排出量は、年度によりばらつきがみられます。ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量は、可燃ごみに含まれるプラスチック類（合成樹脂類）の量から算出します。表3-2-10の可燃ごみのごみ質に示すように、令和2年度の合成樹脂類の割合が高いことから、令和2年度は温室効果ガス排出量が高くなっています。

表3-2-12 温室効果ガス排出量の推移

年 度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	一人1日あたりの温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂ /人・日)
平成24年度	8,513	0.53
平成25年度	8,423	0.53
平成26年度	7,699	0.49
平成27年度	9,074	0.57
平成28年度	6,405	0.40
平成29年度	8,493	0.54
平成30年度	8,724	0.56
令和元年度	7,689	0.51
令和2年度	11,955	0.80
令和3年度	6,462	0.44

図3-2-12 温室効果ガス排出量の推移



第3節 ごみ処理の課題

1. 前計画の基本目標の達成状況

前計画では、循環型社会の形成に向け、できる限りごみの発生を抑制し、出てしまったごみは再利用・再資源化を図り、どうしても使えないものはごみとして処理を行うことを目標に、3つの数値を設定しています。

令和3年度と目標値を比較すると、3つの項目とも目標値を達成していない結果となっています。

表 3-3-1 目標の達成状況

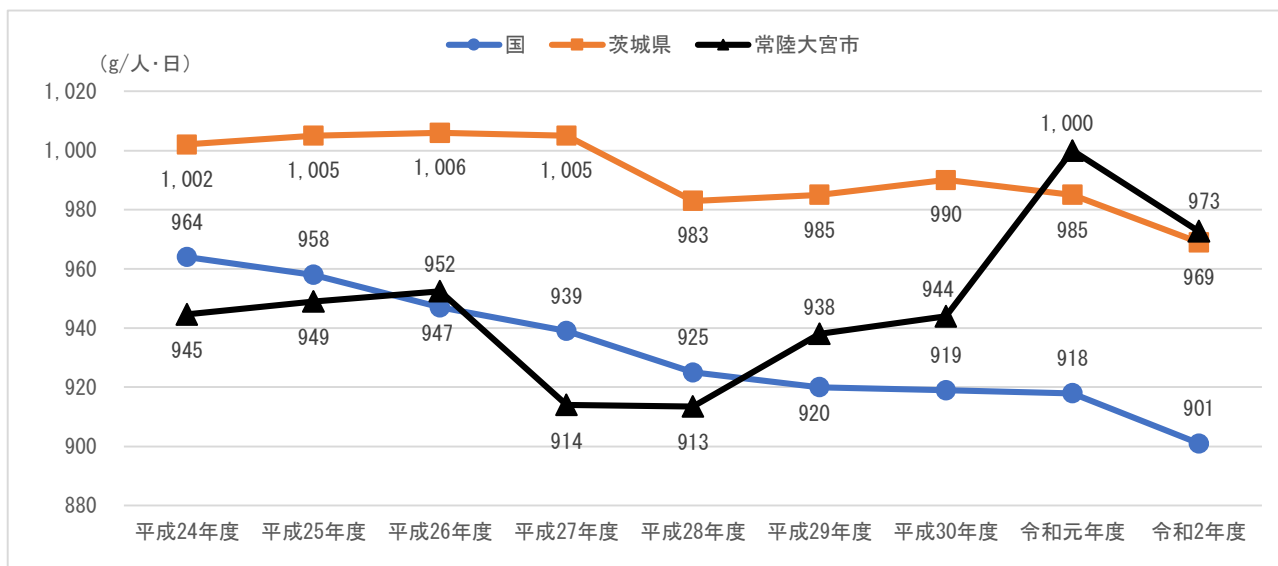
目標内容	基準値 平成23年度	目標値 令和4年度	現況値 令和3年度	結果
一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	975	820	958 (+138)	未達成
ごみ資源化率 (%)	21.7	27.0	11.5 (-15.5)	未達成
最終処分率 (%)	12.9	11.0	16.0 (+5.0)	未達成

2. 国及び茨城県との比較

2-1 一人1日当たりのごみ排出量

本市の一人1日当たりのごみ排出量は、平成29年度以降は国を、令和元年度以降は茨城県を上回る値となっています。

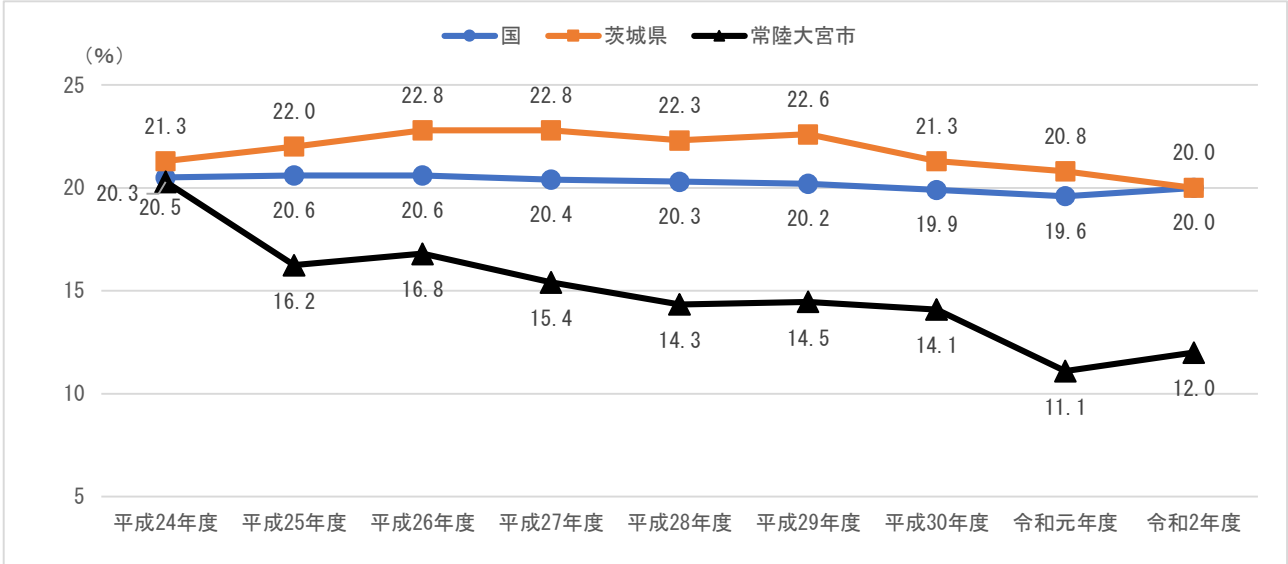
図 3-3-1 一人1日当たりのごみ排出量の比較



2-2 資源化率

本市の資源化率は、国及び茨城県を下回っています。

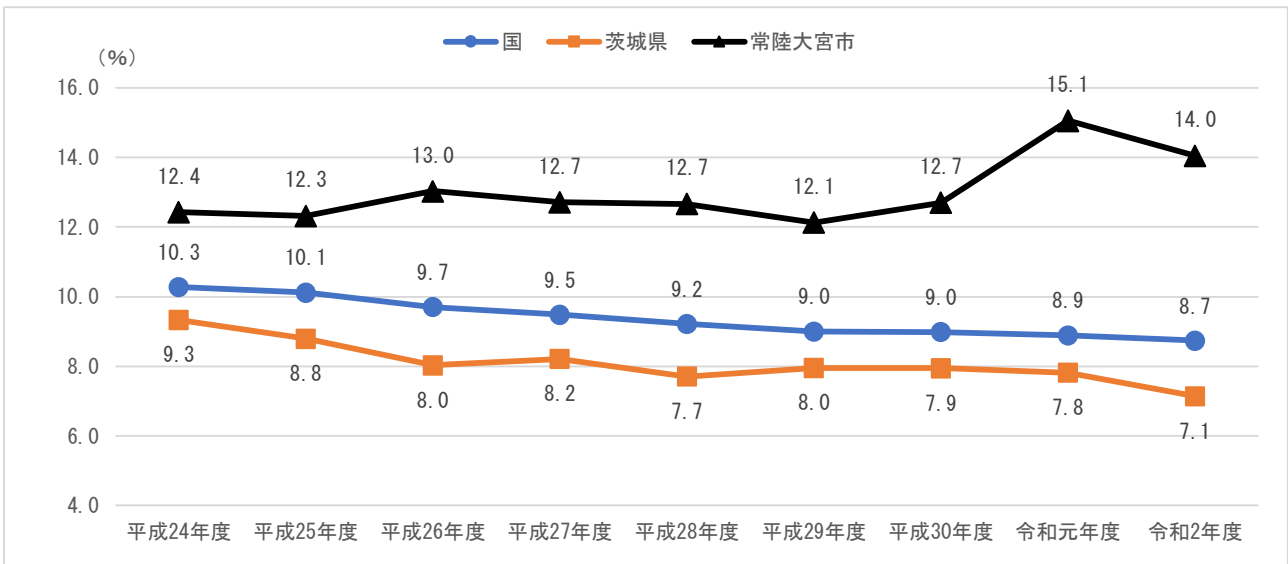
図 3-3-2 資源化率の比較



2-3 最終処分率

本市の最終処分率は、国及び茨城県を上回っています。

図 3-3-3 最終処分率の比較



3. ごみ処理の課題

3-1 ごみの排出抑制

本市の生活系ごみ及び事業系ごみは、減少傾向を示しており、ごみ総排出量は、減少傾向で推移していますが、「一人 1 日当たりのごみ排出量」は、増加傾向となっています。

また、国や茨城県と「一人 1 日当たりのごみ排出量」を比較すると、近年は本市の値が国や茨城県を上回っています。

市民及び事業者がそれぞれの立場で、ごみの減量に取り組んでいますが、前計画の目標を達成していないことから、今後ごみ排出抑制の施策を継続していくとともに、新たな施策に取り組む必要があります。

3-2 資源化率の向上

本市の資源化率は、ごみ総排出量の減少割合よりも資源化量の減少割合が大きいため、低下傾向で推移しています。

また、国や茨城県と資源化率を比較すると、本市の値が国や茨城県を下回っています。

市民及び事業者がそれぞれの立場で、ごみの資源化に取り組んでいますが、前計画の目標を達成していないことから、今後ごみの資源化の施策を継続していくとともに、新たな施策に取り組む必要があります。

3-3 ごみ処理経費の低減

本市のごみ処理経費は、増加傾向で推移しており、低減に向けた施策を継続していくとともに、新たな施策に取り組む必要があります。

3-4 中間処理施設

本市のごみの中間処理は、組合の「環境センター」で行っています。施設の適切な運営、ごみの減量化、資源化について、今後も継続して協力していく必要があります。

3-5 ごみの適正処理

本市は里山や河川などの自然豊かな地域である一方で、道路脇や河川敷等への不法投棄やごみのポイ捨てが見られます。ごみの適正処理の意識啓発や監視、パトロールなどの施策を今後も継続していく必要があります。



大宮地方環境整備組合 環境センター
発泡スチロールの保管

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

1-1 基本理念

市民・事業者・市が連携し、
持続可能な循環型社会のまちを目指す

本市では、市民・事業者・市が連携し、「リデュース（減らす）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（発生抑制）」の4Rを推進してきました。

近年は、限りある資源・エネルギーの枯渇、環境汚染・地球環境問題への市民・事業者の意識の向上や社会情勢の変化から、資源循環型の社会経済システムとライフスタイルへの転換が図られています。しかしながら、今後も資源循環の促進、環境への負荷の低減に向け、ごみの減量・資源化を継続し、更に循環型社会の形成を強化していく必要があります。

ものを大切にする生活スタイルでごみの発生を抑制し、再利用や分別による再資源化を進め、焼却や埋め立て処分されるごみをできる限り削減していきます。また、処理しなければならないごみは、適正な処理を実施し、環境への負荷を低減していきます。

1-2 施策の方向性

○ごみの排出抑制

市民・事業者・市のそれぞれが、ごみを出さないことを基本としたライフスタイルや事業活動に取り組みます。

○再利用・再資源化の推進

不用になったものはまず再利用し、ごみとなってしまうものは分別し再資源化に取り組みます。

○適正な処理・処分の推進

中間処理・最終処分の各段階で最適な処理・処分が行える体制を、組合と連携して取り組みます。

○市民・事業者との協働の推進

市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生の抑制、減量化、資源化を推進します。

1-3 各主体の役割

循環型社会の形成に向け、ごみの減量化や資源化は、市民・事業者・市が一体となりそれぞれができることを行い、相互に連携を図っていくことが必要となります。

市民・事業者・市はそれぞれの役割を認識し、共に考え行動し、循環型社会の形成を目指します。

○市民

自らがごみの排出者で、環境に負荷を与えていることを自覚し、大量消費・大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化・資源化に向けた活動に積極的に参加します。

○事業者

事業活動全般で環境に配慮し長持ちする商品を作り、修理体制の確立や使用済み品の回収に努めます。また、適切なりサイクルや処理・処分に向けた情報を公開します。

ごみの排出者として環境に負荷を与えていることを自覚し、ごみの減量化・資源化に向けた活動を推進します。

○市

循環型社会を形成する上で各主体の連携を図るため、ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発や情報提供、情報交換を積極的に行い、市民・事業者の自主的、主体的な取組を支援していきます。

ごみの排出者として環境に負荷を与えていることを自覚し、ごみの減量化・資源化に向けた活動を推進します。

2. 将来予測

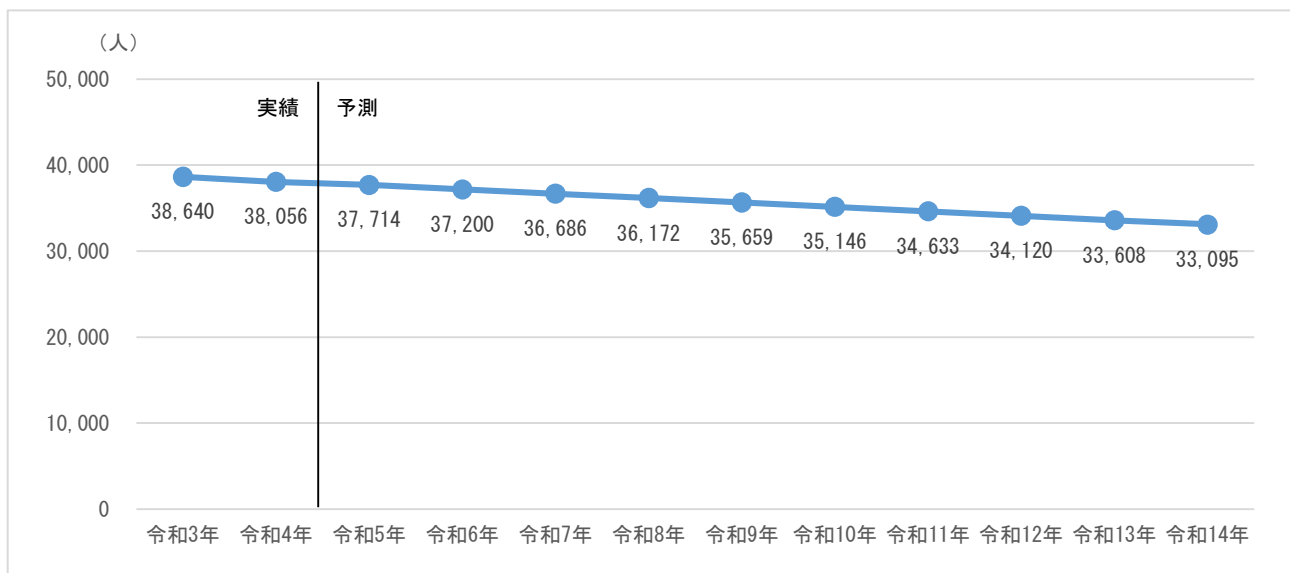
2-1 人口

本市の将来人口を常陸大宮市人口ビジョン【改訂版】（令和2年3月）の目標人口をもとに本計画の目標年度である令和14年（2023年）までの各年の人口を算出しました。

表 3-4-1 人口の将来予測

	年	人口（人）	前年比（人）
実績	令和3年	38,640	—
	令和4年	38,056	▲584
予測	令和5年	37,714	▲342
	令和6年	37,200	▲514
	令和7年	36,686	▲514
	令和8年	36,172	▲514
	令和9年	35,659	▲513
	令和10年	35,146	▲513
	令和11年	34,633	▲513
	令和12年	34,120	▲513
	令和13年	33,608	▲512
	令和14年	33,095	▲513

図 3-4-1 人口の将来予測



2-2 ごみ排出量

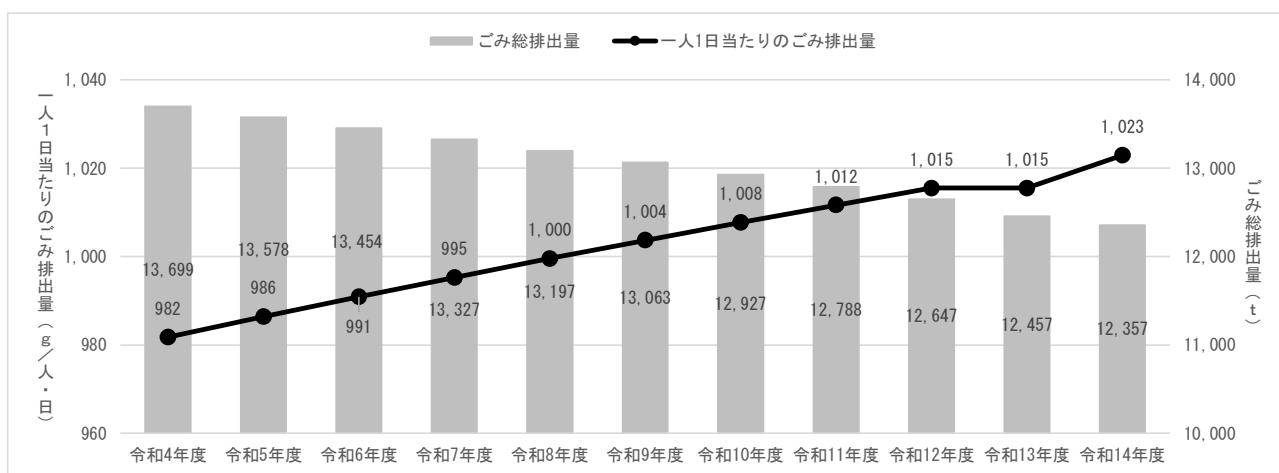
本市のごみ排出量の現状をもとに、現在の状況が今後も継続するものとして、将来を予測した結果を表 3-4-2 及び図 3-4-2 に示します。

一人 1 日当たりのごみ排出量は、多発化する自然災害による片付けごみの増加や新型コロナウイルス感染症の影響で家庭で過ごす時間が増えたことによる生活系ごみの増加などにより、過去 10 年間増加傾向を示しており、今後も増加傾向で推移すると予測されます。なお、ごみ総排出量は、人口減少に伴い、減少すると予測されます。

表 3-4-2 ごみ排出量の将来予測

年 度	一人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 (t)
令和 4 年度	982	13,699
令和 5 年度	986	13,578
令和 6 年度	991	13,454
令和 7 年度	995	13,327
令和 8 年度	1,000	13,197
令和 9 年度	1,004	13,063
令和 10 年度	1,008	12,927
令和 11 年度	1,012	12,788
令和 12 年度	1,015	12,647
令和 13 年度	1,015	12,457
令和 14 年度	1,023	12,357

図 3-4-2 ごみ排出量の将来予測



一人 1 日当たりのごみ排出量の予測値は、過去 10 年の実績値から対数曲線を用いて算出
ごみ総排出量は、上の方法で求めた一人 1 日当たりのごみ排出量と表 3-4-1 の人口予測を用いて
次式によって算出し、少数点以下を四捨五入する。

$$(\text{一人 1 日当たりのごみ排出量} \times \text{人口} \times \text{年日数 } 365) \div 1,000,000 = \text{ごみ総排出量 (t)}$$

3. 基本目標

循環型社会の形成に向け、リデュース（減らす）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（発生抑制）の4Rを推進し、できる限りごみの発生を抑制し、出てしまったごみは再利用・再資源化を図り、どうしても使えないごみは適正に処理を行います。

基本目標は、令和3年度を基準年度とし令和14年度を目標年度とした数値目標とします。なお、茨城県が策定した「第5次廃棄物処理計画」において、一人1日当たりのごみ排出量は7年間で1.42%削減するとしていることから、本市においては10年間で2%の削減を目標とし、ごみの資源化率は茨城県の目標を本市の目標としました。

表 3-4-3 基本目標

目標の内容	基準値 令和3年度	目標値 令和14年度	内容
一人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	958	939	▲19 （2%削減）
ごみ資源化率（%）	11.5	20.0	+8.5

4. 施策

4-1 ごみの排出抑制

(1) 日常生活・事業活動でのごみ排出抑制

○マイバッグの持参によるレジ袋の使用量の削減

令和2年7月からレジ袋が有料化され、レジ袋の使用量が大幅に削減されていますが、今後も啓発等を行いレジ袋の使用量を削減します。

○過剰包装の抑制の促進

物を購入したときに発生する包装ごみの抑制に向け、“過剰包装を望まない・行わない”を市民及び事業者に啓発します。

○詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

容器ごみの排出抑制に向け、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を、市民及び事業者に啓発します。

(2) 生ごみの減量化の推進

○生ごみ処理容器やコンポスターの利用促進

家庭から出る生ごみの抑制に向け、生ごみ処理容器やコンポスターの利用を、市民及び事業者等に啓発します。

○食材の無駄の削減の促進

食材の使い切りや賞味期限切れの抑制に向け、事業者は食材のばら売りや個別販売等の販売方法を工夫し、市民はその利用を促進します。

○生ごみの水切り

生ごみを減量するため、生ごみの水切りを市民及び事業者に啓発します。

生ごみの水絞りのやり方



(3) レンタルやリース、修理の利用促進

一時的に必要となるものは、レンタルやリース制度の活用を促進し、壊れてしまったものは修理して使うよう、市民及び事業者に啓発します。

(4) ごみ有料化の検討

○家庭ごみ

本市のごみ指定袋は、ごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形で有料となっています。家庭ごみの有料化は、ごみの排出抑制や資源化の推進、ごみ処理費用の削減などの効果があることから、可燃ごみ指定袋の料金見直しを行い、ペットボトルや発泡スチロールなどの資源ごみ指定袋を廃止します。また、粗大ごみの有料化について検討します。

○事業系ごみ

事業系ごみの排出抑制や資源化の推進に向け、費用の見直しや少量排出事業者の回収方式等について検討します。

(5) 多量排出事業者に対する減量化計画の協力

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画を策定するよう協力を求め、ごみの減量を促進します。

(6) 環境教育・環境学習、普及啓発の推進

ごみの排出抑制を促すため、市民や事業者に対する情報の提供や広報等を活用した啓発を行います。また、学校や地域を対象としたごみの排出抑制に向けて環境教育・環境学習を積極的に行います。

4-2 再利用・再資源化の推進

(1) 資源の分別の徹底

資源ごみの分別の徹底を推進するため、さまざまな媒体を活用し、市民や事業者へ周知を図ります。

特に可燃ごみには多くの紙類が含まれています。紙類の分別を推進することでごみ資源化率の向上が期待出来るため、市民や事業者へ周知を図ります。

(2) 資源集団回収の推進

地域や市民団体が行う資源ごみの集団回収は、子どもから大人まで幅広い世代において、ごみ分別への意識啓発になります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け回収量は減少していますが、今後も継続していく必要があることから、地域や市民団体による資源物の集団回収を支援します。

(3) 小売業者による店頭回収の促進

資源の有効活用に向け小売業者は、店頭での食品トレイ・紙パック・ペットボトル等の再使用及び再生利用が可能な品目の店頭回収を行っています。今後も、小売業者と連携した店頭回収を促進します。

(4) 再使用の促進

使わなくなったものを必要とする方に譲る方法として、フリーマーケットやリサイクルショップ・インターネット等が活用されています。これは、物が形を変えずに出来る再使用の手法であり今後も、市民や事業者に対し再使用の活用を促進します。

(5) 再生品の利用促進

再使用・再資源化を進めていくためには、再生品の活用が必要です。市民や事業者に対し再生品の積極的な活用を促進します。

(6) 事業者の分別徹底

事業者のごみに含まれる資源化可能品目の民間事業者を活用した資源化を促進します。

(7) 分別品目の追加の検討

○プラスチック類

近年、国内で重要な課題となっているプラスチック類の資源循環を促進するために、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。事業者や自治体が、プラスチック製品の設計から製造・使用後の再利用まで、全てのプロセスで資源循環が進められていきます。

本市では、令和8年4月から開始するプラスチック製容器包装の分別収集に伴い、発泡スチロール、食品トレイを含めたプラスチック製容器包装の再資源化を図ります。また、製品プラスチックについても、今後の分別収集に向け、組合と連携し、具体的な取り組みを進めます。

○剪定枝

緑豊かなまちである本市では、住宅や事業所でも緑化が進められています。そのため、本市の可燃ごみには木・竹・わら類が一定量含まれています。これらをチップ化し、肥料や燃料として活用を図るため、民間事業者と共に資源化を検討します。

○布類

本市では、資源の集団回収により布類を分別して回収しています。衣服等はフリーマーケットやリサイクルショップ等を活用し再利用がされていますが、それ以外の布類についても、資源として分別回収し、民間事業者と共に資源化を検討します。

○その他

現在、資源として活用していない品目については、新たな法令や技術の進歩等により資源としての活用が可能になった場合には、本市の状況を踏まえ資源化を検討します。

4-3 収集・運搬計画

(1) 適切な収集・運搬体制の確保

排出されたごみは、生活環境を保全するうえで支障がないように、安全かつ確実に中間処理施設に搬入しなくてはなりません。

そのため、市民・事業者に対して分別の徹底、排出方法の周知を図ります。

○収集

目標年度（令和 14 年度）における収集対象物は、現品目にプラスチック製容器包装を追加し、今後さらに分別品目の追加等が行われる場合には、収集対象物の見直しを検討します。

○収集体制

収集回数やごみの出し方は現在そのまま継続し、プラスチック製容器包装を新たに追加します。収集運搬方式は、市の委託及び許可業者、組合の委託業者の方式を維持します。

今後、社会情勢やライフスタイルの変化等により、分別品目の追加等がある場合には、必要に応じて見直しを行います。

○環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートを選択によりエネルギー消費の削減に努めます。

(2) ふれあい収集事業

本市では、家庭ごみ等をごみ集積所まで搬出することが困難である高齢者等及び障がい者等の負担を軽減し、自立した日常生活を支援するため、戸別訪問による家庭ごみ等の収集サービスを令和 2 年から実施しています。今後も支援が必要な方への周知を図りながら、事業を継続します。

(3) 無許可業者への対応

無許可業者が家庭から排出されるごみを回収し、資源ごみ以外の不要なごみを不法投棄するなど、適正に処理されない事案が発生しています。そのため、市民に対し家庭から出る生活ごみの正しい処分の仕方を周知します。

4-4 中間処理計画

中間処理については、今後においても組合と連携し、搬入されたごみを安全かつ衛生的に処理するほか、ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分場への負担を軽減します。

中間処理は、今後も環境センターが継続して処理を行い、組合の整備方針等に協力します。

4-5 最終処分計画

最終処分については、今後においても組合と連携し、環境負荷に配慮しながら最終処分量の低減を図ります。

最終処分は、今後も組合が委託する最終処分業者が継続して処理を行い、組合の方針等に協力します。

4-6 食品ロス削減計画

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、製造・販売・消費の各段階で発生しています。食品ロスの削減には、食べ物を無駄にしないという意識が大切です。

本市でも、市民・事業者・市が連携し、食品ロス削減に向けた取組が求められています。

《食品ロスの現状》

平成 29 年度の国内の食品ロス量は約 612 万 t、そのうち、事業系食品が 328 万 t(54%)、家庭系食品が 284 万 t(46%) となっています。事業系食品では、外食産業が最も多く、次いで食品製造業となっています。家庭系食品では、食べ残しによるロスが最も多く、次いで直接廃棄となっています。

茨城県の食品ロス量は公表されていませんが、人口や各業種の活動量を基に試算されています。(第 5 次茨城県廃棄物処理計画 食品ロス削減推進計画に関する事項から抜粋)

◇事業系食品ロス量

区 分		計	食 品 製 造 業	食 品 卸 売 業	食 品 小 売 業	外 食 産 業
全国	食品ロス量 (万 t)	328	121	16	64	127
	平成 28 年経済センサス活動調査	事業所数(件)	48,999	70,613	299,120	696,396
		従事者数(千人)	1,291.1	788.8	3,100.2	5,362.1
		活動量(億円)	30,535	89,826	41,989	23,886
	換算係数		100			
茨城県	食品ロス量 (万 t)	6.8~10.0	3.2~5.8	0.2~0.3	1.4~1.5	2.0~2.4
	平成 28 年経済センサス活動調査	事業所数(件)	1,307	1,424	6,881	13,047
		従事者数(千人)	45.8	14.0	72.4	95.7
		活動量(億円)	1,462	1,119	925	375
	換算係数		2.67~4.79	1.25~2.02	2.20~2.34	1.57~1.87

※「平成 28 年経済センサス活動調査(表番号 2-1、1-1)」(総務省、経済産業省)を基礎データとして、産業分類上の「食料品製造業」、「飲食物品卸売業」、「飲食物品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」に置き換え、事業所数、従事者数及び活動量「売上(収入)金額」の全国に占める割合から算出



フードバンクの様子

◇家庭系食品ロス量

区分	住民基本台帳に基づく人口、世帯（H30.1.1 現在）		換算係数	食品ロス量（万 t）			
				計	直接廃棄	過剰除去	食べ残し
全国	人口(人)	127,707,259	100	284	100	65	119
	世帯数(件)	58,007,536					
茨城県	人口(人)	2,951,087	2.13～	6.05～	2.13～	1.38～	2.53～
	世帯数(件)	1,235,665	2.31	6.56	2.31	1.50	2.75

※「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（H30.1.1 現在）」（総務省）の人口及び世帯数の全国に占める割合から算出。

《食品ロス削減に係る課題》

SDGs（持続可能な開発目標）では、2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしています。また、国や茨城県では、外食産業や一般家庭などの食品流通での発生量が高い傾向があると推測され、これらを減少していく必要があります。

(1) 日常生活での取組

- 消費期限内に使い切り、食べられる分だけ購入することを促します。
- 消費期限や賞味期限の短いものや、陳列されている手前のものを選ぶ行動を促進します。
- フードバンクや子ども食堂での活用を促進します。
- 外食は、食べきれぬ分だけ注文し、残ってしまった食事の持ちかえりを促進します。
- 会食等では、料理を食べきる行動を促進します。
- 生ごみの水切りやコンポスト等を活用し減量します。

(2) 事業活動での取組

- 適切な生産管理や在庫管理により無駄な食品がでないよう促します。
- 小売業者は、食品の手前どりや消費期限の近いものを選びやすい工夫等を行うとともに、食材を個別若しくは少量での販売を促進します。
- 飲食店は、提供する食事の量や残った食事の持ち帰りなどを促進します。
- 残ってしまった食品等は、フードバンクや子ども食堂での活用を促進します。
- 発生した食品廃棄物は、たい肥や飼料として再生利用を促進します。

(3) 市の取組

- 市民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた情報の発信等、普及啓発を行います。
- 市民や事業者が行うフードバンクや子ども食堂などの食品ロス削減に向けた活動を促進するため、積極的に情報の発信を行います。

4-7 プラスチック類の資源化

プラスチック製品の設計から廃棄処理に関わるあらゆる主体が、プラスチックの資源循環等の取組が求められています。

プラスチック類の製造にあたっては、プラスチックのリサイクル材を使用した製品の製造等、環境配慮設計に関する指針に基づいた製品の製造を求めます。

小売及びサービス業では、プラスチック製品の提供への判断基準に基づいた行動を求めます。

排出・回収・リサイクルでは、プラスチック資源の分別収集し容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律のルートを活用した再商品化、製造・販売事業者による自主回収等を求めます。

(1) 日常生活での取組

- マイバック等を持参し、レジ袋の使用を削減します。
- プラスチック製の使い捨てストローやカトラリーの使用機会を減らします。
- 白色トレイやペットボトルの店頭回収や分別に、積極的に取り組みます。
- プラスチック類の分別回収には、積極的に協力します。

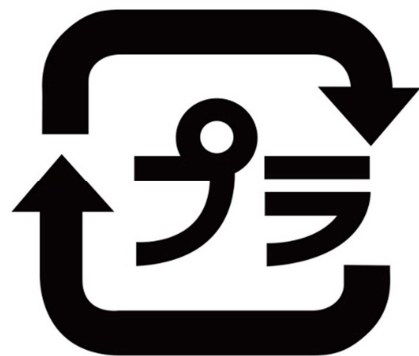
(2) 事業活動での取組

- レジ袋の使用量を削減します。
- プラスチック製の使い捨てストローやカトラリーの使用量削減、代替品の使用に努めます。
- プラスチック製容器包装の回収に取り組みます。
- プラスチック類の資源化に取り組みます。

(3) 市の取組

- プラスチック類は、資源物として分別回収を行い再生利用に取り組みます。
- 組合と連携し、分別回収したプラスチック類の処理を行う施設整備を進めます。
- 分別回収したプラスチック類は、民間事業者を活用して有効活用に取り組みます。

プラマーク



4-8 その他ごみに関する事項

(1) 特別管理一般廃棄物への対応

市では、特別管理一般廃棄物は取り扱わないため、排出事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の観点から、安全に配慮し他の廃棄物と分別する必要があります。また、家庭から排出される注射針などは、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等で処理するものとし、医師会等と連携し適正な処理を推進します。

(2) 処理困難物への対応

市で収集しないものは、専門の処理業者や購入した店舗に処分を依頼する旨の周知を行います。また、特定家庭用機器再商品化法の対象品目も市では収集しないため、その処理方法についても周知を行います。

(3) ごみ問題に関する意識啓発

○市民及び事業者への意識啓発

ごみの減量化・資源化・ごみに関する情報を広報誌やホームページ等に掲載し、市民及び事業者の意識の高揚を図ります。

○環境学習・環境教育の推進

組合のごみ処理施設を活用して環境学習・環境教育を推進します。

(4) クリーン作戦の推進

ごみに関する意識の高揚を図るため、市民と協働して道路や河川敷等の美化活動を実施します。

(5) 不法投棄の防止

不法投棄巡回パトロールや監視活動を充実し、市民との連携による不法投棄監視体制を強化します。

(6) 不適正処理の防止

ごみの野外焼却等の禁止を啓発するとともに、市民等と連携のうえ監視体制を強化します。



不法投棄の状況

4-9 災害廃棄物処理計画

本市では、令和4年2月に「常陸大宮市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定にあたっては、あらかじめ必要な想定を行って課題等を抽出し、災害廃棄物処理の基本的な流れや留意すべき事項を示すことにより、災害時における市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速かつ適切な対応を行うこととしています。

災害が発生した場合は、次の基本方針に基づき、災害の規模や特徴等に応じて、迅速に具体的な処理方法等を定めることとします。

- 適正かつ円滑な処理
- リサイクルの推進
- 環境に配慮した処理
- 衛生的な処理
- 安全作業の確保
- 経済性に配慮した処理
- 関係機関、関係団体や市民、事業者、ボランティアとの協力・連携

災害廃棄物の処理については、別冊の「常陸大宮市災害廃棄物処理計画」で詳細を記載しているため、本計画では省略します。



令和元年東日本台風の被害
(大宮東部コミュニティセンター付近)



仮置場の様子 (大宮東部コミュニティセンター)

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の状況

本市の生活排水処理は、公共下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽で行っています。

公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽は、台所などの雑排水とし尿を併せて処理していますが、単独処理浄化槽及び汲み取りはし尿のみの処理となるため、生活雑排水が未処理で河川等に放流され、水質汚濁の原因となっています。

なお、公共下水道と農業集落排水の整備は計画的に進んでおり、農業集落排水整備は完了しています。

令和3年度末の生活排水処理普及率は75.53%となっています。

1. 公共下水道

公共下水道は、本市が加入する那珂久慈流域下水道の「那珂久慈浄化センター」で処理し太平洋へ放流しています。

流域下水道とは、終末処理場を有する県が管理する下水道のことで、茨城県には7箇所あります。

那珂久慈流域下水道の概要を表4-1-1、公共下水道事業計画を表4-1-2に示します。公共下水道の接続率は令和3年度末で84.03%となっています。

表 4-1-1 那珂久慈流域下水道の概要

関係市町村	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村、ひたちなか・東海広域事務組合
計画人口	377,380人
計画面積	19,931.66ha
計画処理水量	236,200m ³ /日
処理場名称	那珂久慈浄化センター
事業開始年度	昭和52年度
使用開始	平成元年4月

表 4-1-2 本市の公共下水道事業計画

計画目標年次	令和7年
計画区域面積	846ha
排除方式	分流式
計画処理人口	12,700人

2. 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農村地域の資源循環を図りつつ、施設の機能維持等による農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水処理を行うとともに、活力ある農村社会の形成に資することを目的に整備します。

本市の農業集落排水整備事業は終了し、供用を開始しています。農業集落排水施設ごとの接続状況を表 4-1-3 に示します。

表 4-1-3 農業集落排水施設ごとの接続状況

地区	区域内人口（人）	接続人口（人）	接続率（％）
高渡	52	52	100.0
岩崎	328	321	97.9
富岡	847	807	95.3
塩原	430	397	92.3
西野内	325	303	93.2
鷺子	578	458	79.2
大岩小舟	487	430	88.3
油河内	74	60	81.1
長倉	466	445	95.5
野口	961	769	80.0
岩瀬	732	575	78.6
美和中部	896	347	38.7
小瀬	792	614	77.5

令和 4 年 3 月 31 日現在

3. 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、台所や風呂からの生活排水と水洗便所の排水を併せて処理する施設で、各家庭に設置されています。本市では、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外の市全域で、設置を推進しています。

また、生活排水の処理を推進するため、合併処理浄化槽を設置した個人に対し、補助金を交付しています。

なお、令和 3 年度末の合併処理浄化槽の設置数は、4,669 戸（専用住宅のみ）となっています。

4. コミュニティ・プラント

地方自治体、公社、民間事業者による住宅団地開発において、下水道が普及していない地区では、し尿と生活排水を処理する下水道の代替施設となります。

この施設は、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理し、地域で共同利用される施設です。

「常陸大宮市コミュニティ・プラント施設条例」の施行に伴い、令和6年4月から、本市の生活排水処理は公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、そしてコミュニティ・プラントで行われることとなります。

本市のコミュニティ・プラントを、表 4-1-4 に示します。

表 4-1-4 本市のコミュニティ・プラント設置状況

名 称	鷹巣原コミュニティ・プラント
位 置	常陸大宮市鷹巣 1395 番地の 36

令和6年4月1日現在

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

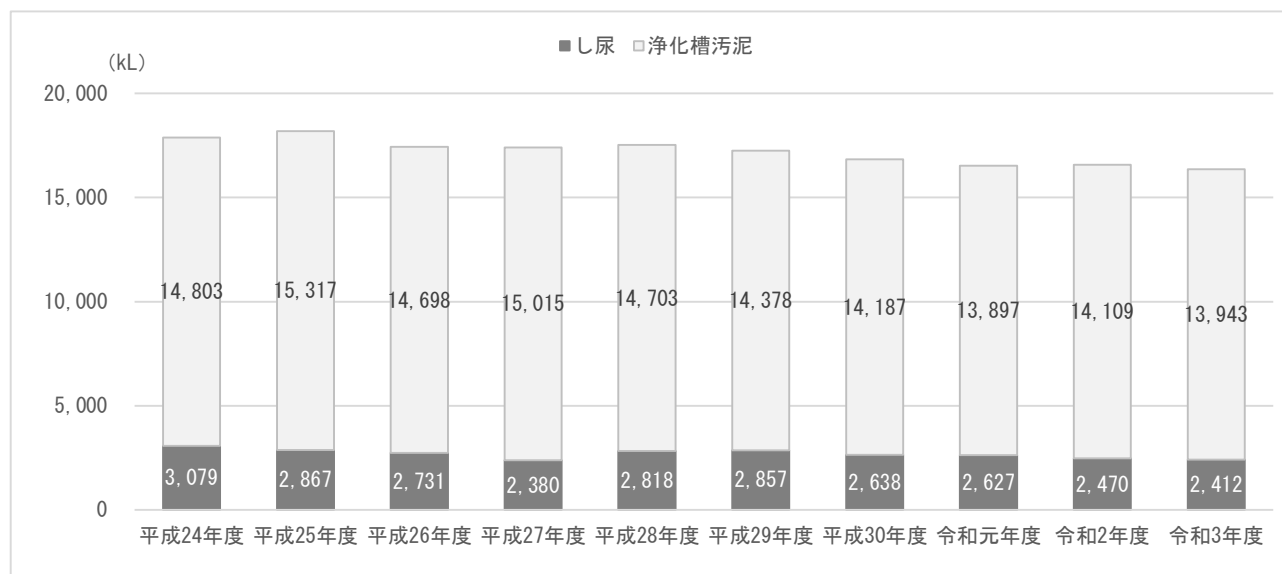
1. し尿・浄化槽汚泥の発生量

し尿の発生量は、汲み取り式トイレの減少により減少傾向、浄化槽汚泥は年度によるばらつきが見られますが、し尿と浄化槽汚泥の合計は、減少傾向で推移しています。

表 4-2-1 し尿・汚泥の発生量の推移

年 度	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)
平成 24 年度	3,079	14,803
平成 25 年度	2,867	15,317
平成 26 年度	2,731	14,698
平成 27 年度	2,380	15,015
平成 28 年度	2,818	14,703
平成 29 年度	2,857	14,378
平成 30 年度	2,638	14,187
令和元年度	2,627	13,897
令和 2 年度	2,470	14,109
令和 3 年度	2,412	13,943

図 4-2-1 し尿・汚泥の発生量の推移



2. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、市の許可業者が行っています。

3. し尿・浄化槽汚泥の処理

本市のし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、組合の大宮地方広域衛生センターで行っています。中間処理後の汚泥は堆肥化され農地へ還元し、中間処理後の水は、那珂川へ放流しています。

表 4-2-2 処理施設の概要

施設名	大宮地方広域衛生センター
所在地	茨城県常陸大宮市小野 2090 番地の 1
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
能力	97kL/日

第 3 節 生活排水処理とし尿・浄化槽汚泥処理の課題

生活排水の処理を推進するためには、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への接続が必要です。

公共下水道及び農業集落排水施設の整備が行われた地域では、未接続の市民・事業者へ接続を促すことが必要です。

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外では、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。



大宮地方環境整備組合
大宮地方広域衛生センター

第4節 生活排水処理計画

1. 数値目標

「茨城県生活排水ベストプラン」の令和14年度の汚水処理人口普及率目標、「93.4%」を参考に、本計画の目標を表4-4-1に示します。

表4-4-1 生活排水処理の目標値

目標内容	基準値 令和3年度	目標値 令和14年度
汚水処理人口普及率	75.5%	84.8%

2. 施策

2-1 生活排水処理の施策

- 市では、公共下水道の整備を計画的に進めます。すでに公共下水道が整備された地域に対しては下水道への接続を推進するため、普及啓発を行います。
- 整備が完了している農業集落排水施設への接続を推進するため、普及啓発を行います。
- 単独処理浄化槽や汲み取り方式から合併処理浄化槽への転換のため、新たな合併処理浄化槽設置の支援や普及啓発を行います。
- 合併処理浄化槽の定期的な保守点検などの維持管理は、浄化槽の機能を確保し良好な水質を維持するために必要です。浄化槽の適正な維持管理を市民や事業者に対し啓発を行います。

2-2 し尿・浄化槽汚泥処理の施策

- し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、市の許可業者で行うこととし、今後も継続します。
- し尿・浄化槽汚泥の運搬経路は、運搬車の集中を防止するルートを検討します。
- し尿・浄化槽汚泥の処理は、「大宮地方広域衛生センター」で行い、今後も継続します。また、組合の施設管理に協力します。



浄化槽汚泥の収集

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

本計画を総合的・計画的に推進するため、庁内の横断的組織として、関係課からなる組織を設置します。計画に基づく施策及び事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

2. 広域的な連携

本市のごみ処理を行っている組合と連携し整合を図りながら、本計画を推進します。

3. 廃棄物減量等推進審議会

本計画の進捗状況を確認するため、市民・事業者・学識経験者等で組織する「常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会」に報告するとともに、施策の効果的な進め方について意見を求め、今後の施策を審議します。

第2節 計画の進行管理

1. 計画の周知

ごみの減量・再資源化を推進し、本計画の目標を達成していくためには、市民・事業者・市が協働し取り組むことが必要です。そのため、本計画を広報誌やホームページ等により広く公開するなど、積極的な周知に努めます。また、必要に応じて国や近隣市町村と連携を図ります。

計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するため、市のごみ処理に関する最新情報を収集し、市民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

2. 実施計画の策定

本計画を効果的に推進するため、ごみの発生抑制・資源化の状況、収集運搬、中間処理及び最終処分について、年次ごとの実施計画を策定します。

3. 実績の公表

一般廃棄物の処理実績及び施策の進捗状況等を、広報誌や市のホームページ等で公表します。

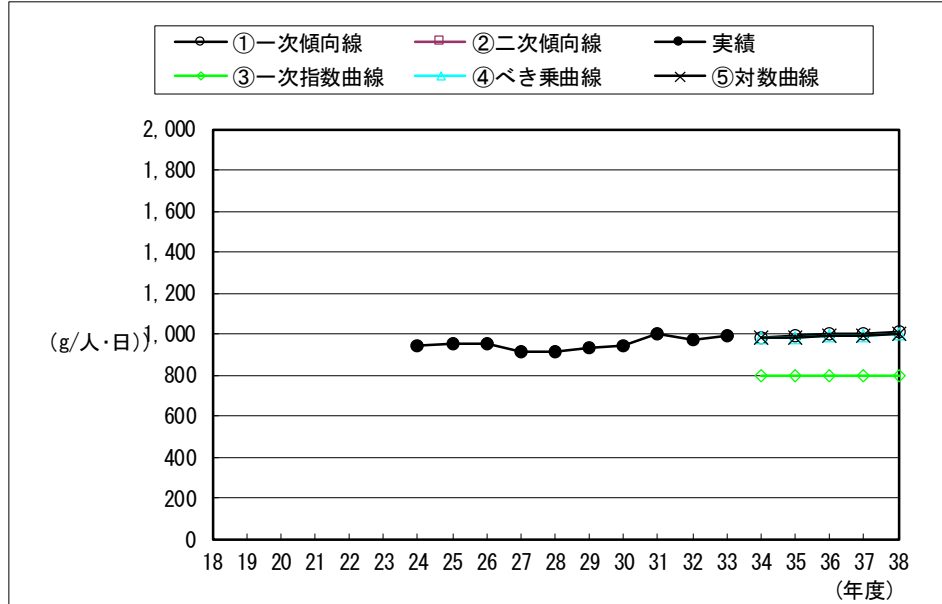
第3節 市民への情報提供

広報誌やホームページ等において、本計画の進捗状況を定期的に公表し、意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源化率の向上を図ります。

資料1 ごみ排出量の将来予測算出方法

ごみ予測：常陸大宮市（一人一日当たりのごみ排出量）

年度	実績
24	945
25	949
26	952
27	917
28	913
29	938
30	944
31	1003
32	973
33	994



	①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤対数曲線
	$y = ax + b$	$y = ax^2 + bx + c$	$y = a \cdot \exp(bx)$	$y = a \cdot x^b$	$y = a \cdot \ln(x) + b$
a=	5.8788	2.0303	800.65	548.01	159.62
b=	785.25	-109.85	0.0061	0.1652	418.89
c=		2417.6			
差	20.5	1423.6	193.4	9.8	9.7
順位	3	5	4	2	1
					採用
年度					
34	985.13	2,417.6	800.7	981.3	981.8
35	991.01	2,417.6	800.7	986.0	986.4
36	996.89	2,417.6	800.7	990.6	990.9
37	1002.77	2,417.6	800.7	995.1	995.3
38	1008.64	2,417.6	800.7	999.5	999.5
39	1014.52	2,417.6	800.7	1,003.8	1003.7
40	1020.40	2,417.6	800.7	1,008.0	1007.7
41	1026.28	2,417.6	800.7	1,012.1	1011.7
42	1032.16	2,417.6	800.7	1,016.1	1015.5
42	1032.16	2,417.6	800.7	1,016.1	1015.5
44	1043.92	2,417.6	800.7	1,024.0	1022.9

平成 17 年 12 月 12 日
条例第 36 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 一般廃棄物（第 6 条—第 12 条の 2）
- 第 3 章 一般廃棄物処理業等（第 13 条—第 16 条）
- 第 4 章 廃棄物減量等推進審議会（第 17 条—第 23 条）
- 第 5 章 雑則（第 24 条—第 26 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づき市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、一般廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに適正な処理に関する施策を講ずるものとする。

2 市は、廃棄物の減量化、資源化、適正な処理及び地域の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、廃棄物を分別排出するとともに、廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、減量化、資源化及び地域の清潔の保持に努め、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（廃棄物処理業者の責務）

第 5 条 許可若しくは委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、許可若しくは委託の条件を忠実に履行し、かつ、迅速、適正に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

第 2 章 一般廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第 6 条 市は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び当該基本計画の実施のため必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表するものとする。

（市の廃棄物処理等）

第 7 条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、市内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）するものとする。

(資源物の所有権)

第8条 前条の規定により再生することを目的として収集する一般廃棄物(以下「資源物」という。)の所有権は市に帰属し、市はこれを占有するものとする。

2 市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(排出の方法)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、市が収集、運搬及び処分する一般廃棄物を排出しようとするときは、一般廃棄物処理計画の定める区分に分別しなければならない。

2 前項の規定により排出するときは、市が定めるごみ袋又はコンテナを使用しなければならない。

(排出禁止物)

第10条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物又は有害性物質を含むもの

(2) 爆発、引火、感染等の危険性があるもの

(3) 著しく悪臭を発するもの

(4) 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に掲げる機械器具

(5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じるもの

(多量排出事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(業務の委託)

第12条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の一部若しくは全部を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条に規定する委託の基準に適合する者に委託することができる。

(特定家庭用機器廃棄物等の処理)

第12条の2 土地又は建物の占有者は、次の各号に掲げる特定家庭用機器廃棄物等(事業活動に伴い生ずるものを除く。)の処理を市に依頼することができる。この場合において、処理を依頼しようとする土地又は建物の占有者は、市の指定する方法により排出するとともに当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)

1台につき2,000円

(2) テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))又はプラズマ式のものに限る。)

ア 15型又は15V型以下のもの 1台につき1,700円

イ 16型又は16V型以上のもの 1台につき2,700円

(3) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

ア 170リットル以下のもの 1台につき3,600円

イ 171リットル以上のもの 1台につき4,600円

(4) 電気洗濯機及び衣類乾燥機 1台につき2,400円

(5) 自動車用タイヤ 1本につき200円

(6) 自動車用タイヤ(ホイールを含む。) 1本につき600円

(7) 消火器 1本につき400円

(8) 塗料及び廃油類 1kgにつき50円

(9) 自動車用バッテリー 1個につき100円

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

第3章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業等の許可)

第13条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理し、許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し許可証を交付する。

2 許可業者は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、許可業者（法人にあっては、役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は法第7条第5項第4号イからルまでに定める基準のいずれかに該当することとなったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は規則で定める基準に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく、業務の全部又は一部を休止したとき。

(5) 市長が許可する区域以外から排出された廃棄物を不正な手段により大宮地方環境整備組合の設置する処理施設に搬入し、処分したとき。

(6) その他市の信用を傷付け、又は市の不名誉となるような行為等があったと市長が認めるとき。

(許可申請手数料)

第16条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請又は届出の際に納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 5,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5,000円

(3) 前2号の許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

第4章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第17条 法第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ、及び審議するため、常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第18条 審議会は学識経験を有する者、市民、事業者及び関係行政機関の職員等のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集するものとする。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(関係者の出席)

第22条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において行う。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)に一般廃棄物を排出する事業者又は許可業者の事務所、事業所若しくは事業場に立ち入らせ、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年条例第32号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

当初策定時

【諮問書】

常大生環第 18 号

令和 5 年 1 月 27 日

常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会会長 様

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

廃棄物処理及び清掃に関する条例（平成 17 年常陸大宮市条例第 36 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画を策定します。

本計画は、一般廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化、その他適正処理に関する基本的な事項についての施策を具体的に定めるものであります。

「常陸大宮市環境基本計画」で定める本市が目指す望ましい環境像“豊かな自然と調和し 安心・快適に暮らせる 持続可能な環境にやさしいまち”の実現に向け、長期的視点に立ち、総合的かつ計画的な廃棄物の処理に関する施策の推進を図るため、その基本となる事項等について、貴審議会の意見を求めます。

令和5年2月20日

常陸大宮市長 鈴木 定幸 様

常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会
会 長 廣 木 公 一

常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和5年1月27日付け常大生環第18号で諮問のあった「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定については、本審議会において審議、検討を重ねた結果、本案は妥当であると認め、下記の付帯意見を付して答申いたします。

記

1. ごみの発生抑制・減量化の推進

市民や事業者が主体的にごみの減量化に取り組むために、ごみの発生抑制や減量化の推進について、広報紙やホームページなどを広く活用した啓発に努められたい。

2. 再利用・再資源化の推進

(1) ごみの組成分析の結果によると、可燃ごみの中に紙類等の資源物が一定量混入していることから、資源化率向上のため、分別の徹底を推進すること。

併せて、分別意識の啓発に効果的な、地域や子ども会などが実施する、集団回収の促進を図られたい。

(2) プラスチックの分別収集については、市及び大宮地方環境整備組合と綿密な連絡調整を行い検討・準備を進めること。

また、実施にあたっては、関係者との調整と、市民への十分な説明を行って、円滑な移行を図ること。

3. 不法投棄の未然防止

良好な生活環境の保全のため、班加入を推進することなどにより、市民との連携による不法投棄監視体制を強化し、地域住民が自ら環境美化活動を活発に行うことが出来るような体制の推進を図ること。

改訂時

【諮問書】

常大生環第 3 3 5 号

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会会長 様

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画の改訂について（諮問）

廃棄物処理及び清掃に関する条例（平成 17 年常陸大宮市条例第 36 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画を改訂します。

本計画の改訂は、一般廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化、その他適正処理に関する基本的な事項についての施策を具体的に定めたものの一部改訂であります。

「常陸大宮市環境基本計画」で定める本市が目指す望ましい環境像“豊かな自然と調和し 安心・快適に暮らせる 持続可能な環境にやさしいまち”の実現に向け、長期的視点に立ち、総合的かつ計画的な廃棄物の処理に関する施策の推進を図るための基本事項等における一部改訂について、貴審議会の意見を求めます。

【答申書】

令和7年10月28日

常陸大宮市長 鈴木 定幸 様

常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会
会 長 小橋 勇人

常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画の改訂について（答申）

令和7年10月22日付け常大生環第335号で諮問のあった「常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画」の改訂については、本審議会において審議、検討した結果、本案は妥当であると認め、下記の付帯意見を付して答申いたします。

記

1. ごみの発生抑制・減量化の推進

市民や事業者が主体的にごみの減量化に取り組むために、ごみの発生抑制や減量化の推進について、広報紙やホームページなどを広く活用した啓発に努められたい。

2. 再利用・再資源化の推進

- (1) 令和8年4月から開始になるプラスチック製容器包装の分別収集については、市及び大宮地方環境整備組合と綿密な連絡調整を行い検討・準備を進めること。
また、実施にあたっては、関係者との調整と、市民への十分な説明を行って、円滑な移行を図ること。

- (2) ごみ指定袋の料金改定については、今般の価格高騰、原材料費の高騰に加え、プラスチック製容器包装の分別を開始するにあたり、可燃ごみの減量化を促進する観点から、適切な料金設定を図ること。

3. 不法投棄の未然防止

良好な生活環境の保全のため、市民との連携による日常的なパトロールや警告看板の設置などにより、不法投棄監視体制を強化し、地域住民が自ら環境美化活動を活発に行うことが出来るような体制の推進を図ること。

資料5 計画策定の経過

当初策定時

年	月日	会議内容等
令和5年	1月4日	庁議 ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメントについて
	1月10日～ 2月8日	常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメントの実施
	1月27日	常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会 ○会長・副会長の選任について ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）について
	2月16日	常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会 ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメントの結果について ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）の答申について
	2月20日	常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）の答申
	2月27日	庁議 ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメントの結果について ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画（案）の策定について

改訂時

年	月日	会議内容等
令和7年	10月22日	常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会 ○会長・副会長の選任について ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画一部改訂（案）について ○常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画一部改訂（案）の答申について
	10月28日	常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画一部改訂（案）の答申

資料6 常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

当初策定時

(敬称略・順不同)

氏名	所属等	備考
廣木 公一	常陸大宮市環境保全推進協議会 会長	会長
増子 泰	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	副会長
渡邊 克美	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
小室 忠男	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
青木 良仁	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
角田 二雄	常陸大宮市環境市民会議 会長	
小瀬 梅子	常陸大宮市ネットワーク協議会 会長	
荒井 トクエ	常陸大宮市消費者リーダー連絡会 会長	
石崎 育子	常陸大宮市ボランティア連絡協議会 会長	
長山 順子	常陸大宮市食生活改善推進員連絡協議会 会長	
後藤 孝行	常陸大宮市学校長会 会長	
根本 正人	水戸北部中核工業団地連絡協議会 会長	
萩谷 正博	常陸農業協同組合 常任理事	
大内 順	イオンリテール株式会社イオン常陸大宮店 店長	
櫻井 秀栄	大宮地方環境整備組合衛生センター 所長	
坂本 剛	大宮地方環境整備組合環境センター 所長	



常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会

改訂時

(敬称略・順不同)

氏名	所属等	備考
小橋 勇人	常陸大宮市環境保全推進協議会 会長	会長
堀江 寛之	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
河西 一良	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
森戸 康夫	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
長山 厚志	常陸大宮市環境保全推進協議会 副会長	
川野 和彦	常陸大宮市環境市民会議 会長	
石崎 重昭	常陸大宮市ネットワーク協議会 会長	副会長
石崎 育子	常陸大宮市ボランティア連絡協議会 会長	
石崎 淑江	常陸大宮市食生活改善推進員連絡協議会 会長	
高安 一徳	常陸大宮市学校長会 緒川小学校長	
根本 正人	水戸北部中核工業団地連絡協議会 会長	
鈴木 仁	常陸大宮市商工会 会長	
堀江 甫	常陸農業協同組合 常任理事	
大山 康一	イオンリテール株式会社イオン常陸大宮店 店長	
櫻井 秀栄	大宮地方環境整備組合衛生センター 所長	
坂本 剛	大宮地方環境整備組合環境センター 所長	



常陸大宮市廃棄物減量等推進審議会

あ行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くずなどが一般廃棄物となります。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

か行

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

略称は建設リサイクル法で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

コンポスト

落ち葉や枯れ草、野菜くずなどの植物残さを、悪臭や虫の発生を抑え、微生物の働きで分解、発酵させて作られるたい肥を作ることを行います。

さ行

最終処分場

廃棄物は、再利用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど、法で定められている 20 種類の廃棄物をいいます。

資源の有効な利用の促進等に関する法律

略称は資源有効利用促進法で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）を略して SDGs といいます。

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として 17 のゴールと 169 のターゲットからなります。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

略称は小型家電リサイクル法で、デジタルカメラやゲーム等の使用済小型家電に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を鑑み、使用済小型家電の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

略称は自動車リサイクル法で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

略称は食品リサイクル法で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的としています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

略称は食品ロス削減推進法で、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用することを目的とし、令和元（2019）年10月に施行されました。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁をはかる指標のことです。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します

た行

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

特定家庭用機器再商品化法

略称は家電リサイクル法で、エアコン、テレビ（ブラウン管式）、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。平成21年4月1日からは、新たにテレビ（液晶式、プラズマ式）、衣類乾燥機が品目として追加されました。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な基準が適用されます。特定管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

な行

生ごみ処理機

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

は行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称は廃棄物処理法で、廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスとといいます。バイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、食品廃棄物、糞尿、下水汚泥などがあります。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどのさまざまな理由で廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯などに無償で提供する活動をいいます。

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律

プラスチック資源循環促進法

略称はプラスチック資源循環促進法で、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進することを目的とし、令和4（2022）年4月に施行されました。

プラスチック製容器包装

商品を入れる、包むなどの目的で使用されるプラスチック製の容器や包装のことをいう。中身を消費した後は不要となり、容器や包装自体が廃棄物となるもので、具体的には、ペットボトル以外のプラスチック製のボトル、カップ、トレイ、袋、キャップ類などが該当します。

容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集を行い、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）を通じて再商品化が実施されています。

フリーマーケット

公園などを会場に、市民が各家庭で眠っている不用品などを持ち寄って販売することをいいます。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売はすることで、ごみの減量や資源の再利用に役立つ活動です。

や行

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

略称は容器包装リサイクル法で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみ

の大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

4R

ごみになるものを断る（リフューズ：Refuse）、ごみの排出を抑制（リデュース：Reduce）、使えるものは何度でも使う（リユース：Reuse）、資源に戻す（リサイクル：Recycle）のごみを減らす4つの総称です。

ら行

リサイクル（Recycle）

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクルなどがあります。

リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リフューズ（Refuse）

不要なものは買わないことで、過剰包装などのごみとなってしまうものは買わないことによりごみの発生を抑制します。

リユース（Reuse）

物を繰り返し使うことで、一度使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画

令和5年2月

(令和6年4月一部改訂)

(令和8年3月一部改訂)

発行 常陸大宮市

編集 常陸大宮市 市民生活部 生活環境課

〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

TEL 0295-52-1111 (代表)

URL www.city.hitachiomiya.lg.jp/